

INTERJURIST

日本国際法律家協会

Email jalisa@jalisa.info

〒160-0007 東京都新宿区荒木町20-4-906 Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

No.182

2014年11月1日発行

■特集 平和への権利宣言案の弱体化の危機：作業部会の報告

- ☐ 国連人権理事会作業部会第2会期報告 平和への権利キャンペーン日本実行委員会事務局長 笹本 潤 1
- ☐ 作業部会(第2会期)議事の報告 横浜国立大学博士課程後期／日本国際法律家協会事務局 高部 優子 4
- ☐ ジュネーブで行われた塩川頼男さんのセレモニー 横浜国立大学博士課程後期／日本国際法律家協会事務局 高部 優子 10
- ☐ ジュネーブに行ってきました 東海支部 中島 良子 11
- ☐ 世界から見た日本の姿・・・私たちのすすめねばならないこと 岩下 美佐子 13

■平和への権利・資料集

- ☐ 平和への権利 作業部会議長案 16
- ☐ 平和への権利 NGO共同声明 19
- ☐ 作業部会の議長兼報告者による予備的考察 20

■第6回自由権規約政府報告審査に参加して

- 日本国際法律家協会理事 菅野 亨一 22
- ☐ 資料：第6回日本定期報告に関する総括所見 26

■法律家6団体共催「集団的自衛権反対！

法律家と市民の集い」の講演報告

日本国際法律家協会事務局長 宮坂 浩 34

■北海道で憲法教育をするということ

一室蘭工業大学の例から

室蘭工業大学 清末 愛砂 52

■追悼

- ☐ 小田成光氏の思い出 青山学院大学・日本国際法律家協会元事務局長 新倉 修 55
- ☐ 吉田好一さんを偲んで 青山学院大学 新倉 修 57

☐ JALISA活動日誌 58

☐ 編集後記 58

■声 明

- ☐ パレスチナ人民に連帯し、イスラエルによるガザ侵略に抗議する声明 41
- ☐ "JALISA Statement for Solidarity with Palestine People and Condemning Invasion of Israel into Gaza" 43
- ☐ NLGによるICC検察官への捜査開始請求 45

INTERJURIST

Tel 03-3225-1020 Fax 03-3225-1025

E-mail jalisa@jalisa.info

20-6-906, Araki-town, Shinjuku, Tokyo 160-0007

Japan Lawyers International Solidarity Association

CONTENTS

No.182 Nov 1, 2014

■ Special Feature

Crisis of Weakening the Right to Peace Draft Declaration: Working Group Report

- UN Human Rights Council Working Group, Second Session Report
Jun SASAMOTO (Secretary-General, Japanese Committee for the Human Right to Peace) 1
- Report on Working Group (Second Session) Proceedings
Yuko TAKABE (kohama National University Doctoral Program, Second Semester/JALISA Office) 4
- Ceremony for Yorio Shiokawa Conducted in Geneva
Yuko TAKABE (kohama National University Doctoral Program, Second Semester/JALISA Office) 10
- My Trip to Geneva
Ryoko NAKAJIMA (JALISA Tokai Chapter) 11
- How Japan Appears from the Rest of the World, and What We Must Do
Misako IWASHITA 13

■ United Nations Declaration on the right to peace

- United Nations Declaration on the Right to Peace 16
- NGO Joint Statement on the Right to Peace 19
- Preliminary Observations by Working Group Chair-Rapporteur 20

■ My Participation in Review of the Sixth International Covenant on Civil and Political Rights Government Report

- Kyoichi KANNO (JALISA Director) 22
- Concluding Observations on the Sixth Periodic Report of Japan 26

■ Report on Lectures at “Lawyers’ and Citizens’ Gathering Opposing the Right of Collective Self-Defense” Hosted Jointly by Six Lawyers’ Organizations

Hiroshi MIYASAKA (JALISA Secretary-General) 34

■ Statements

- “JALISA Statement for Solidarity with Palestine People and Condemning Invasion of Israel into Gaza” (Japanese and English) 41
- NLG Urges ICC Prosecutor to Launch Investigation 45

■ Teaching the Constitution in Hokkaido: the Case of Muroran Institute of Technology

Aisa KIYOSUE (Muran Institute of Technology) 52

■ In Memoriam

- Memories of Shigemitsu Oda Osamu NIIKURA (Aoyama Gakuin University/Former JALISA Secretary-General) 55
- In Memory of Koichi Yoshida Osamu NIIKURA (Aoyama Gakuin University) 57

- JALISA Diary 58
- Editorial Notes 58

特集

平和への権利宣言案の弱体化の危機：作業部会の報告

国連人権理事会作業部会第2会期報告

～議長の新草案をめぐる応酬～

平和への権利国際キャンペーン日本実行委員会事務局長 笹本潤

1, 作業部会第2会期について

当初は、2014年2月に行われるはずだった、平和への権利作業部会の第2会期は、各国の交渉が進んでいなかったため6月30日から7月4日の会期に延期されて開催された。

作業部会議長のクリスチアン・ギジェルメ（コスタリカ政府）の作成した新草案が会期の約1週間前に発表され、各国政府もNGOの準備が不十分なまま会議に臨んだ。

議長の新草案は、今までの諮問委員会草案が14条からなり、多様な権利を含んでいたのが、わずか4条で極めて短くなったのが特徴である（資料編①参照）。

特に権利を定めた第1条は、「Everyone is entitled to the promotion, protection and respect for all human rights and fundamental freedoms, in particular the right to life, in a context in which all human rights, peace and development are fully implemented.」となって、自由権規約6条ですでに国際人権となっている「生命の権利」を平和が実施される文脈で>と、平和への権利が、かなりあいまいな形に薄められてしまっており、平和への権利という新たな権利を創設する文書としては極めて不十分な形になってしまった。これは反対国（西側先進国）とのコンセンサスを探る中で、権利性が薄められた結果であることが明らかである。

2, 作業部会の審議経過

以上の議長の新草案を前提に5日間の審議がなされた。

1日目は、今までの平和への権利の賛成国も、議長の新草案でまとまるのではないか、という恐れからあまり活発な発言はなく、ワールドカップのコスタリカの勝利をたたえる挨拶が目立った。

しかし、その中でも、NGOの発言は、水面下の交渉はないので、率直に議長の新草案を批判した。

日本から出席した日弁連の田中浩三副会長は、日本の平和的生存権はすべての人権の基礎にある権利であり、独自の価値がある、と発言した。また、同じく日弁連の武村二三夫氏は、新草案の1条の修正案を提案し、「違法な戦争による生命の権利の侵害を含む平和への権利」という文言を入れるよう要求した。

このようなNGOの発言に刺激され、3日目からは議論の第2ラウンドが行われた。第2ラウンドからは、今までの賛成国からも率直に「平和への権利」という文言を宣言案に明記すべきという発言が多くなった。アルジェリアやモロッコなどが目立った発言をした。新草案の前文でもあっさりした記述が多かったので、国連で平和への権利が総会決議（78年、84年）になってきたことや各国憲法でも取り入れられるようになってきたことなどの時代的な背景を入れることを私から提案した（日弁連として）。

しかしこのままでは、議長の新草案の内容で採択されてしまう可能性があったので、作業部会に参加していたNGOに声をかけて、作業部会議長との会合と、NGOの共同声明を出すべきではないかという、日本や韓国の参加者の声を受け、NGOで集まって3日目にカフェの奥のスペースで協議した。

そこでは、約10の国際NGOが参加したが、NGOの共同の意思を表明することが大切であること、NGOの共同の意思としては、平和への権利（right to peace）、または平和のうちに生きる権利（right to live in peace）は最低でも取り入れるべき、そして最低でも1978年国連総会決議の平和における生命の権利（right to life in peace）は国際的一致点になっている、との共同声明を出して、さっそく4日目、5日目に本会議の場で、ジュネーブを基盤とするNGOヤング・ピースビルダーのオリバーに参加NGOを代表して発言してもらった（共同声明は資料編②参照）。

そのおかげもあり、当初は最終日に草案の採択を狙っていた議長の思惑をくじき、賛否の両意見を載せた議長レポートの採択という形で、作業部会は閉会した。

今後は、この議長レポートが2014年9月の国連人権理事会第27会期に報告され、そのまま採択されれば、2015年2月に作業部会第3会期が開催され、草案がまとまっていくことになる。

3、作業部会の評価—日弁連などNGOが果たした役割が大きかった。

日弁連は、議長の新草案に対する修正案の提起、口頭発言、法律的内容、意見書の提出などどれをとってもかなり役割が発揮できた。ジュネーブ在住の国際NGO以外で海外からの参加は日本と韓国（イ・キョンジュ教授・参与連帯）のみだった。また、審議の状況を見て、草案に平和への権利などあらたな権利が挿入されていない事態を受け、参加NGOが協議を持ち、議長との会談、共同声明の発表などリーダーシップを発揮できた。これが最後の議長レポー

トで審議を作業部会第3会期の続行という結果までたどり着けた要因の一つになった。

4. これからの課題

・今回の作業部会では、新草案が会期の直前に提出されたことや、賛成国も含めて会期前にすでに新草案で合意していたと思われることなど、議事の進め方は不透明で予断を許さない状況である。これはアメリカ、EUなどがかなり強い力を持っているためと思われる。

・また、議長と NGO の会合の中で、議長は「平和は国と国の関係であり、人権と考えるのは NGO の誤解」と言明。法律アドバイザーのダビッド（元スペインの NGO）も「人権理事会では平和は扱えない」など発言し、二人は同趣旨の論文も書いている。コンセンサス方式を重視した結果、意見が以前と変わってしまった印象で、NGO からは落胆の声が出た。しかし、今から遡ってみると、今年の 4 月に公表された議長の予備的考察という文書（資料編③参照）で、議長がコンセンサス方式をかなり重視していたこと、そして新草案の right to life と human rights, peace, development を強調していたことがわかる。議長なりにコンセンサスで合意できる案を提案したのだと思うが、かなり反対国にすり寄っている印象である。

・今後については、Right to life in peace という文言の入っている 78 年国連総会決議は審議でも多く触れられていたし、今後ともコンセンサス方式で審議される場合には新権利創設の大きなポイントになる。しかし、逆にそれさえも取り入れられなかった場合、今後ともコンセンサス方式で審議が継続していくのかはまだ流動的で予断を許さない状態が続く。

・今後は、政府間の力関係や、NGO の力を発揮するために、さらなる動きを作っていく必要があるだろう。賛成国政府と NGO の連携も必要であるし、平和への権利を作っていくという世論を国の中でも、国際的にももっと大きくしていく必要があるだろう。

作業部会（第2会期）議事の報告

横浜国立大学博士課程後期／日本国際法律家協会事務局 高部優子

2014年6月30日から7月4日の5日間、スイスのジュネーブにある国連人権理事会で平和への権利の作業部会が行われた。今回の作業部会は、議長が提出した新草案（以下「議長案」と表記）をもとに議事が進められた。議長案は、これまで議論の土台になっていた諮問委員会案からかなり後退したもので、NGOが主導し、CELAC（中南米・カリブ海諸国）が中心となって平和を具体的な人権にしようとしてきた今までの会議とは、雰囲気も内容も全く異なるものだった。



【作業部会1日目／6月30日】

最初に、作業部会第2会期の議長、特別報告者に選出されたクリスティアン議長から挨拶があり、5ページに渡る参考資料も配布しながら、議長案についての趣旨説明がはじまった。

議長案・趣旨説明

議長から：前回の作業部会（2013年2月）が終わってから様々な国と非公式会議を行い、NGOや世界の10の大学の著名な国際法の学者からも話を聞いた。議長案は簡潔で、短くまとまっているものにした。「人権」・「平和」・「発展」は、国連の柱であり、補強しあう相互的なものである。

各国発言

キューバからはじまり、韓国、スリランカ、オーストラリアなど25か国が意見を述べた。日本も意見を述べていた。概ね、議長案に対して好意的で、前回の総花的な諮問委員会案と違って簡潔であるという点で優れているというコメントが多かった。中でも、韓国、オーストラリアは改めて平和への権利は認めない姿勢をはっきりとアピール。賛成国も挨拶程度の発言だったが、アルジェリアだけが平和への権利を中身のあるものにしようという発言をしていた。

NGO発言

あまり活発と思われない各国政府代表の発言の後にNGOの発言の時間になった。日弁連の田中浩三副会長は、平和はすべての人権の基底的权利であると述べ、IADLのミコル・サビア氏は、平和への権利はすでに国連の場で認められており、国際法上の法的な根拠があるという発言、また、今までNGOの運動をけん引してきたスペイン国際人権法協会のカルロス・デュラン氏は、NGOが起草した宣言にたち帰る必要があり、最終的には投票にかけてもいいだろうと発言した。

第1条、第2条について

午後のセッションは、第1条、第2条それぞれについて意見を求められたが、なかなか手があがらず、いくつかの国の発言で終わった。その中で、日弁連の武村二三夫氏が1条について現実的な改正案を提案したのは大きなことであった。

【作業部会 2日目 / 7月1日】

第3条、第4条について

1日目は発言が少なく、議事が予定より早く進んだので、2日目は午後だけの会議になった。第3条、第4条についてそれぞれ各国、NGOから意見聴取をしたが、アメリカやイギリスが語句の修正を多少提案したぐらいで、NGOの発言も少なかった。武藤達夫氏（関東学院大学）が、条文に right to peace の文言を入れるべきとの発言をした。

前文について

最初に、韓国がタイトルについて発言させてほしいと求めたが、議長から今は前文に対してのみの意見にしてほしいと言われた。結局、作業部会ではタイトルについての議論はなかったが、韓国の意見は、タイトルからも right to peace を削除するという提案だと思われる。

前文については、1978年や1984年の平和への権利に関する国連宣言にふれるべきだという意見が、ロシア、エジプト、チュニジア、コスタリカ、アルジェリアなどの多くの国から出された。また、民族自決権についての言及についてチュニジアが提案し、モロッコ、パキスタンがそれを支持した。それについて、アメリカは、いままで積み上げてきたフレームワークの維持が重要で、1978年や1984年の宣言や民族自決権という新しい追加点は問題であるとし、EUもアメリカの提案に賛成した。日本も、1984年の宣言を入れる必要はないと、国の指示がないので個人的な意見だが、と断りながらも述べた。

NGOは、78年、84年の宣言は当然のことながら、核不拡散条約、軍縮交渉にも言及すべきなどの発言をした。日弁連の笹本潤氏は、各国の国内憲法、国連、地域にも言及すべきだと発言した。

前文については、他にあまり多くの意見が出なかったが、13段落ではアメリカから「戦争と武力による暴力を精力的に減らし」という文言を削除してほしいとの発言があった。これについて各国からの意見はなかったが、NGOがアメリカの提案を受け入れるなどの発言をした。

【作業部会 3日目 / 7月2日】

条文について（2回目の意見聴取）

3日目の午前中は、少し遅れてはじまったものの、参加者は多くなった。昨日までに各国から提案された議長案の修正案をスクリーンに映し出しながら、条文についての2回目の意見聴取を行った。これまで議論は低迷していたが、やっと平和への権利について正面から議論する雰囲気が出て、特に1条において平和への権利について言及するべきだという発言が各国代表からされるようになった。これまでは、議長案が作業部会の1週間前に出され、短い期間では本国からの指示が得られなかったことと、コンセンサス方式を追及する議長が、アメリカやEUなどの反対国と事前協議をし、反対国が納得するような議長案を作ったため、賛成国はあまり意見が言えなかったのではないかと思われる。コスタリカの「我々は、昨日は1条について話さなかった。その理由は、議長案にみんな賛成しているのではないかという印象を持っていたためである」という発言からも伺える。

各国発言

キューバ、インドネシア、ベネズエラ、スリランカなどは、第1条で平和への権利について明確にするべきだという意見で、特にキューバは「諮問委員会のドラフトが基礎になっているので、それをすべて捨ててしまうということはあるのか、という気持ちを持っている」と発言した。それに対し、アメリカ、ロシア、オーストラリア、EUは議長案のままでいくということを主張した。メキシコは、アメリカの提案した文章に少し変更を加えるという中間地点を探る意見だったが、ウルグアイは、「NGOの発言を考慮すると、我々はコンセンサスというのは代償が大きすぎるという印象を持っている」と発言したが、メキシコの中間案に賛成している。

また、ロシアはアメリカと同じような意見をいいながらも84年の宣言は、文章が古いが議長案に入れるべきだと繰り返している。アメリカは、84年宣言は、ロシアが言ったように文言が古く現代に合わないし、コンセンサスではなく、特定の55%の国によって採択されたにすぎないから、

いまコンセンサスを目指しているこの議長案の中では84年宣言に言及しないほうがいいと発言した。

NGO発言

一方、NGOも政府代表とかみ合った意見をぶつける。特徴的な発言は以下。

・イキョンジュ氏（韓国）：コンセンサスというのは誰のコンセンサスなのだろうか。2008年以降、国連で、平和への権利の準備宣言がいくつもされているということを考えて、平和への権利には正当性がある。曖昧な表現ではなく、具体的な宣言にしないと基地問題や良心的兵役拒否を救うことができない。

・笹本氏（日弁連）：いくつかの政府は平和への権利を認めることを反対しているが、諮問委員会案は平和への権利を認めている。日本の憲法も平和的生存権がある。生命の権利は自由権規約で認められているので新しい価値がない。武力の行使禁止は国連憲章に書いてある。78年宣言についてはコンセンサス文書ではないが、投票で反対はなく、2つの棄権のみだった。国際社会で共通の理解ではないだろうか。

・ミコル氏（IADL）：議長の現実主義はわかるが、だからといって平和への権利を定義することなしに、平和への権利宣言を作ることができない。コンセンサスは重要だが拒否権を許すということではない。

ミコル氏の発言に対し、議長は、「コンセンサスがないのなら、将来はない。コンセンサスというのは非常に重要なので、あくまでもコンセンサスを求めていく」と発言した。

また日弁連、笹本氏の78年宣言についての発言にて対して、議長も「78年の棄権2か国は、平和への権利のコンセプトについて棄権をしたのではなく、教育についてのフレームワークに棄権したのみなので、国連の宣言がソフトローと考えるのが許されるのであれば、78年宣言に拘束されているのではないかと思う」と発言、ウルグアイなどの政府代表も、日弁連の発言を引用し、78年宣言をいれるべきだという意見が主流になった。

昼食時；NGOミーティング

議長が、作業部会開催中もミーティングについてオープンだ、という姿勢だったので、この日の昼食時、NGOと議長、そして、かつてのNGOの中心的役割で、現在はコスタリカ法律アドバイザーで議長と一緒に仕事をしているダビッド・フェルナンデス氏とのミーティングを行った。NGOは約20名参加した。その中で、議長は、「人権は、国家間において語られるべきもので、人権理事会の問題として入れこむのは不可能。このことについては、かなり以前からNGOの中で誤解があった。市民社会は、平和への権利を人権として取り込んでいこうと思っているが、

それは誤解である」と発言し、「現在の議長案でないと、シンガポールやアメリカが賛成しない、現実的であるべきだ」ということを強調していた。またタイトルから Right to peace が削除される可能性にも言及した。

ダビッド氏は、「国連憲章 51 条にもあるように、人権としての平和への権利は、人権理事会で扱う問題ではないということは明らかなので、NGO がプッシュしても意味がない」と NGO の態度を批判した。かつて、カルロス氏と平和への権利を広めるために日本に来て発言したことで真逆の発言だった。

議長とダビッド氏が退出後、NGO 共同提案を作り、午後の作業部会で発表した。

【作業部会 4 日目 / 7 月 3 日】

会議は、午後のみで、9 月の人権理事会に提出する作業部会の文書案が配布された。文書には、発言内容や国名が書かれているので、それについては各国代表から、中央政府からの指示ではなく個人的な意見として述べたので国名は削除してほしいとの要望が多く寄せられた。議長案は人権理事会に提案しないことにしたと議長から報告があった。

【作業部会 5 日目 / 7 月 4 日】

前日、提出された 9 月の人権理事会提出用文章の修正版（事務局より：作業部会のワーキングペーパーという位置づけで、ドキュメント NO 「WG13/2/CRP/1」の予定）が出されたが、発言内容や国名が書かれていた添付資料そのものが削除されていた。これに対し、チュニジア、アルジェリアなどが強く反発。議長もその反発に怒りをあらわにしていたが、チュニジアは、9 月の人権理事会で平和への権利が、現在の議長案で採択されてしまう試みがあるのではないかと懸念があるので、添付資料についても意見したと発言し、9 月の人権理事会も予断を許さない状況が伝わった。

また、文章中で、78 年宣言はコンセンサスであると記載されていたことについて、アメリカが、78 年と 84 年はコンセンサスではないと正確に書いてほしいと意見を述べた。これに対し、日弁連の笹本氏は、昨日発言したように、78 年の決議は反対なしで採択されたのでコンセンサスと言っていい、文章の記載はこのままの形で維持すべきだと反論した。

以上が、5 日間の平和への権利作業部会の議事の要点である。今回の作業部会の中で印象的だった各国政府の態度は、アメリカ政府代表は常に 2～3 人が参加し、大きな体で大きな声の男性が、平和への権利を推進する政府代表と NGO の意見を真剣にメモをとり威圧的だったこと、議長案に賛成するロシアがアメリカに寄り添って座っていたこと、EU が今後の進行まで

発言し、またEU諸国の発言がほとんどなかったこと、アルジェリアの女性代表が平和への権利の促進に1日目から最後までけん引していたこと、中国の発言がなかったこと、日本が個人的な意見と断りつつ2回発言したことなどだ。

また、NGOの活躍は今回特筆すべき点であろう。今まで、スペイン国際人権法協会がNGOをまとめてきたが、NGO草案が土台となっている諮問委員会案がつぶされ、中心的に動いていたダビッド氏が議長とともに働くことになり、意気消沈したように見える中、日弁連が中心となってNGOがまとめ、多くの国際NGOの賛同を得た2つの共同声明を出したということは大きな前進である。9月の人権理事会に向けても、そのネットワークは有機的なつながりを持ち続けている。また作業部会の議論でも、いくつかのNGO、とくに日弁連が法的根拠や事実を示しながらの発言が各国政府の背中を押した形で、平和への権利の議論が中身のあるものになっていった。平和的生存権を持つ日本の法律家が中心となって「平和は人権である」というところへ何とか押し戻したという形になった。国連人権理事会における平和への権利の議論の面白いところは、各国政府と肩を並べて市民社会が発言できることであり、今回はその市民社会の発言が各国政府の発言を変え、議論の流れを変えた。国際法典化運動の新しい様相をみせた平和への権利は、今後、日本や韓国、ジュネーブNGO以外の世界各国のNGOの参加や、更なる市民社会の関心が必要となっている。

（議事録は、関東学院大学准教授の武藤達夫さんが、作業部会の内容をすべてメモし、日本語に訳してくださったものを高部が書き取った。この文章はその議事録をまとめたものである。議事録全文は、平和への権利HPを参照のこと。<http://right-to-peace.com>）

ジュネーブで行われた塩川頼男さんのセレモニー

横浜国立大学博士課程後期／日本国際法律家協会事務局 高部優子

平和への権利の作業部会に先駆けて、6月27日に今年1月に亡くなられた塩川頼男さんを偲ぶセレモニーが行われた。日本国際法律家協会の理事でもある塩川さんは、数十年間、国連人権理事会にあわせて、年に3回、1か月以上ジュネーブに滞在し、会議に出席し続けた。その時に、必ず宿泊していたジョンノックス・センターが、セレモニーの場所を提供してくれた。準備は、塩川さんと20年来のお付き合いのあったベレーナ・グラフさんが中心となってやってくだった。



右からグラフさん、笹本さん、モノーさん

司会は、グラフさんと笹本理事で、笹本理事から塩川さんの経歴などの紹介、次に、ジュネーブ在住で、塩川さんとともにジュネーブの新聞に9条意見広告を載せる運動などを一緒に行った、牧師でもあるミシェル・モノーさんから塩川さんへのメッセージ、昭代夫人と娘の智代さんからご挨拶、中島理事や9条や平和への権利の運動を一緒に行っていたバーベイさんからもコメントがあった。セレモニーの最初と最後は、塩川さん

の娘さんがフルートを演奏してくだった。

その後、芝生のきれいな庭の一番目立つところに銀杏の木を植樹し、その下に位牌を埋めた。塩川さんは毎朝、その場所で体操をしてから散歩をし、人権理事会の会議に参加していたそうだ。銀杏の木の下には、プレートがある。プレートには

塩川頼男
1922.7.26-2014.1.16
人権活動家、日本
世界の平和を願って



ジョンノックスの前に植えられた銀杏の木

と書かれている。ジュネーブに行った際は、ぜひ銀杏の木とプレートを見ていただきたい。

塩川さんが借りていたジョンノックスの事務所は、IADLが引き継ぐことにさせていただいた。国際運動の重要性を感じ、地道な活動をした塩川さんの遺志を継ぎ、有効活用していけると願う。

ジュネーブに行ってきました

東海支部 中島 良子

塩川頼男さんが亡くなられ、お宅でのお通夜に伺ったとき、本棚に私が東海支部からのお知らせとしてお送りしたメールが貼ってありました。

塩川さんが眠っておられるベッドからも、横を向けばすぐ見える場所、食事されるテーブルやデスクからは間近に見えます。

私から毎月メールをお送りしながら、私の方はもう一度見直す余裕なく、送信メールの山に埋もれさせてしまっているのに、塩川さんは私からのお知らせを大切に印字して、どこからでも確認できるように繰り返しご覧になっておられたのだということを初めて知りました。

それからほどなくして、塩川さんのお骨の一部を塩川さんのジュネーブの事務所のあるジョンノックスの中庭に埋葬して記念植樹をされる計画をお聞きし、お通夜の時に見た塩川さんの眠っておられるような穏やかな横顔と、本棚のメールに揺り動かされるように、考える違もなくジュネーブ行を決めさせて頂きました。

6月27日にジョンノックスで塩川さんを偲ぶセレモニーが行われました。ジョンノックスは落ち着いたプロテスタントのリフォームセンターで、研修や勉強会に泊まり込みで訪れるような研修センターとして、理事長や副理事長はじめスタッフの方々が運営されています。経営は大変ながら、壊れてもお払い箱にできないという彫刻も施された1870年製の茶色のピアノもホールをあたたく見守っています。

塩川昭代様、智代様は塩川さんと共に平和運動に携わって来られた方々に心のこもった有松絞の素敵な贈り物を日本からたくさんお持ちになっておられました。

塩川さんはこのジョンノックスのホールや、庭を、事務所での仕事の合間に散歩されたり、体操されたりしておられたそうです。ホールでも今この時のように一休みされておられたのかなと、塩川さんのジュネーブでの日常に思いを馳せました。

セレモニーは塩川智代さんの素敵なフルートの演奏と共に始まり、荘厳の内に終了、記念植樹の際は、塩川さんの分骨埋葬の土にふれて「塩川さん、何もできなくてごめんなさい」という気持ちで胸がいっぱいになりました。

何か憑き物が憑いていたかも知れません。国連の作業部会の日程も聞かず、即決めた旅程でしたが、本部の高部さんや笹本先生のご努力で国連にも参加登録することができ、NGOとして、作業部会にも参加させていただくことができました。

私は、人権理事会の作業部会の部屋の大きさに驚きましたが、それ以上に塩川さんの晩さ

ん会の時に久しぶりにお会いしたダビッドさんがコスタリカの議長の隣の主催者側に座っておられるのを目の当たりにして驚きました。

発言は、世界各国の政府からの派遣された方のものが続き、初日でもあり、議長に指名された国がそれぞれ自国の意見を述べるにとどまるものでしたが、NGOとして発言された日弁連田中先生、武本先生の発言は right to peace 戦争をしない、強制されない権利の明文化を、創価学会代表の人は核不使用を含めた権利としての平和的生存権を発言されたと思います。

国連人権理事会の決議として、個々人の側からの権利として right to peace を保障してもらうことの難しさを痛感しました。それは平和運動の難しさでもあります。

理念的に個々人がこうありたいと願っている人権であることが普遍的なものでも、各国の現況の体制と相いれないものであれば、国としては、集団的自衛権云々の前に自衛権行使の主張をされる国もあり、全体の議決まで到達する文章としてまとめる言葉一つにしても、英語が母国語の国の代表でも意味が分からない表現であると主張するなど、私の頭の中では、プログラム規定でも無理?ソフトローでもダメ?という疑問や、議論自体も各国の必要性に対する熱意の温度差もあり、またその温度は平均して低いものだ、という感想が渦巻いた。

このような中で、カルロスさんは、すべてが安易に振出しに戻る作業部会の国連側の運営方法自体に憤りを感じていたと思います。隣席でも非常に神経質になっておられました。

私はフライトの都合で初日参加のみでしたが、帰りに、ダビッドさんとは意見を相容れない立場になったカルロスさんの少しさびしそうな後姿を見つめながら、国連正門を後にしました。塩川さんが生前、あの2人が仲がよかったのにねえ、と残念そうにおっしゃっていたことが思い出されました。

天国にいらっしゃる塩川さん、まだまだ私達の戦いは続きます。応援して下さいね。

世界から見た日本の姿…私たちのすすめねばならないこと

岩下美佐子

2014年、6月27日の塩川頼男氏追悼セレモニー、30日からの国連人権理事会「平和への権利」作業部会・第2会期、7月14日からは国際活動日本委員会に加わり、国連人権理事会・自由権規約委員会第6回日本政府報告審査の傍聴に参加した。3週間のジュネーブでの感想としたい。

アジアで2000万人、侵略国家であった日本人にも320万人の犠牲者を生んだ先の戦争、平和を求めた者への特高による死に至る拷問、母の前で15歳の娘をレイプするなどの人間の心の底までを苦しめ狂わせる凶暴、人間の尊厳への蹂躪・・・国家の政策が国民の命より、人権より上に置かれた歴史であった。21世紀の今、戦争が国家間の問題として国連で議論されるだけでなく、国連人権理事会として、「平和は人権である」と人権の観点から、積極的平和を築く論議がすすめられ、世界中のNGOの声を反映させた国連宣言を出そうとしている。この作業部会にいいよ議長からの草案が出される、憲法9条を守る運動、治安維持法犠牲者への国家賠償・謝罪を求める運動の日本のNGOの一員としても大きな期待を持って参加した。第1日目 議長草案が出された。会場は静かで複雑な雰囲気であった。前文とたった4条の草案。長年運動を進めてきた世界のNGOの人々の拍子抜けした落胆さが伝わってくる。昼からは休会となった。スペインのカルロスさん、ミコルさん、笹本さん、IADLや日弁連の方々、の無然とした態度と怒り顔。ジョンノックスの宿舎で、私は自分で確かめなければと辞書を引き引き訳してみた。「無い」私たちが日本で話してきたこと、韓国やスペインやラテンアメリカ世界各地のNGOが入れてほしいと願ってきた文言がどこにもない。次の日から、笹本さんはNGOの人々、IADLのメンバーの間を走り回っている。この場で、私にできることは何だ、とにかく会議を記録しようと思った。誰がどんな理由で妨害し、誰がこの国連宣言を創ろうとしているのか、帰って報告しなければならぬと必死でメモを取った。武藤さんが来てからは高部さんとペアで全会議発言を翻訳してくれたので、はっきりと理解できた。この作業部会は「紳士的」ではあったが「武力使用の機会を何としても残そうとする」アメリカとの世界政治を反映した厳しい政治対決の場であった。

自由権規約日本審査傍聴では、人権の国際基準から日本の人権レベルの低さに驚き、反対に国連人権理事会・規約審査委員への信頼と日本での平和・人権問題の取り組みに確信を持つことが出来た。「1988年から勧告している代用監獄、何故廃止できないのか、1908年にできたその制度が100年たっても改善されない。日本のような先進国でそのようなことがある

のは不思議なことだ、また、『便利』と言うことが人権に取って代わることではない。起訴側が
自白の機会を持ちたいという理由だけかと・・・」と袴田巖氏の名前を出しての委員の質問。取
り調べにおける全面可視化の実施についても「以前より強い形で勧告を」「それでも抵抗する
日本に私たちは否定的な意見を持っている」と。特別秘密保護法についても「何を秘密とす
るか、幅が広くははっきりしていない。公表したら10年の罪・・・こういう規定はメディアに対する強
い圧力になる」。ヘイトスピーチに対しては「昨年1年で360件の差別・民族優越主義デモ、
寛容における教育がされているか、個人の名誉棄損に当たるものしか取り締まれないというの
はおかしい、我々は警察が介入してでもとめることが必要だと思うが、これを防ぐ法律がないの
か」「日本の答えは満足のいくものではない、我々との意見の違いではなく、国際基準に合っ
ているかの審査の場である、CCPRとの整合性を聞いている」と委員からたしなめられる日本政
府答弁であった。審査終了に於ける議長の最後の言葉に「これまで幾年にもおよび勧告してき
たことが改善されず、繰り返しの問題が多々ある。資源の有効活用とは言えない」「元従軍慰
安婦問題に於いて、強制連行はなかったといいながらも、河野談話で「女性の意思に反して
行われた」と言い、強制と認めないなら、・・・独立した国際的な審査が必要か」と言われ、さ
らに（Majodina 委員から「『慰安婦』と言う言い方はよくない、1926年条約による性奴隷で
ある」との指摘に日本政府が「それには当てはまらない、性奴隷ではない」と反論。その時
傍聴席から拍手があった）「あの拍手は日本政府に対してされたものでも、被害者にされたもの
でも、適切でない。もし日本政府に対してされたものならなおさらこの場では不適切である」と
厳しく言われた。23日出された最終勧告は納得いくものであり、変わらない日本の人権後進性
が指摘されたものであった。

この審査傍聴に2つの右翼団体の11名が参加していた。審査に先立って持たれた「NGO
公式ブリーフィング」「日本非公式ブリーフィング」からは締め出されていたが、彼らは参加者
の写真を撮ったり、政府審査会場では政府答弁に拍手したり、また会議終了時 Majodina 委
員を取り囲んだ。この一つの団体の女性リーダーは在特会の中心人物でもある。国連からは、
世界からは、「犯罪であり法で取り締め」と言われた歴史改ざん主義者は帰国後参議院会
館で報告会を開いている。日本には彼らを紹介する国会議員がおり、日本の首相はこの夏、A
級戦犯らに「昭和受難者」として追悼メッセージを送った。9月、新内閣の19名中15名が侵
略戦争を正当化する歴史改ざん主義の日本会議議連のメンバーである。国連は第2次世界大
戦の反省から、二度と平和が脅かされることの無いように「戦争及び人道に対する罪には時効
はない」（時効不適用条約）を1968年、総会で採択している。世界は戦争を憎み、戦犯を
許すことはない、歴史改ざん主義者が政権を取るということがあってはならないのだ。世界から

孤立し、国際的人権基準からも低い日本の姿がよりはっきりと感じられた。一方、国連人権理事会作業部会では会期の後半、日弁連、IADL の笹本さんらの呼びかけで、各国 NGO たちが集まり、議長との話し合いがもたれ、さらに NGO 共同声明が発表され、作業部会は継続していくと約束させたのだ。この中心になったのは日本の弁護士、国際法や憲法学者たちだ。日本国憲法前文の平和的生存権と9条により約70年間私達国民の平和の中に生きる権利（「消極的」ではあっても）は守られてきた。その実績と信頼を受けて頑張っている。世界平和をリードするこの活動と、世界から孤立する政府、この格差ねじれを解消せねばならない。世界から信頼される政府に変えねばならない。やらねばならないことが明確である。

立憲主義の日本であるから、平和的生存権を憲法で持っている日本の政府が世界に向けて「平和への権利」国連宣言作成への中心となるべきである。そうしてこそ「名誉ある地位を占め」る国になるのだ。



平和への権利・資料集

平和への権利 作業部会議長案

(2014年6月24日提出・仮訳)

[平和への権利国連宣言]

前文

国連総会は、

国連憲章の原則と目的に導かれ、

また、すべての人々とすべての国々のために達成した共通の指標である、世界人権宣言、自由権規約、社会権規約にも導かれ、

戦争の惨禍から後世の世代を守るために、そして普遍的な平和を強化するための適切な措置をとるために、互いに良き隣人として平和のうちにともに生きるという、国連の人びとの決意を思い起こし、

国家間の友好関係は、対等の権利と人民の自決権の原則に基づき、また、経済的・社会的・文化的または人道的性質を有する国際問題を解決するための、すべての人びとのための人権と基本的自由の尊重の促進と強化のための、国際協調の尊重に基づいていることを思い起こし、

人類のすべてのメンバーの、生まれながらの尊厳や、平等で奪うことができない権利は、自由と正義と世界平和の基礎であることも思い起こし、

人権の無視や軽蔑は、人類の良心蹂躪する蛮行という結果を招くことを思い起こし、

特に、すべての人びとは、世界人権宣言に規定されている権利と自由が全面的に実現し得るような社会的、国際的な秩序に対する権利を有することを思い起こし、

すべての人権は、普遍的および不可分なものであり、相互に関連し、相互に依存し、相互に補強し合うこと、そして、すべての人権は、同じ立場で、同じように強調された、公正で平等な方法で扱われなければならないと述べているウィーン宣言及び行動計画を思い起こし、

平和と安全保障、開発、人権は、国連システムの柱であり、集団的安全保障と福祉の基礎であることを思い起こし、開発と平和と安全保障と人権は、相互に結びつき、相互に補強し合うことを認め、

貧困を撲滅し、持続可能な経済成長、つまりすべての人びとのための持続可能な発展と世界的な繁栄を促進する世界的な義務を思い起こし、

国が十分かつ完全に発展し、世界の福祉と平和の原因は幸福と平和を達成するためには、すべての分野で男性と同じ条件で女性が最大限参加することが求められていることを思い起こし、

国連憲章の目的と原則と一致する武力紛争予防の重要性と、世界中で人々が直面している相互に関連している安全保障と開発に効果的に取り組む手段として、武力紛争を予防する文化を促進する約束を思い起こし、

人権理事会は、対話と協調を通して人権侵害を予防することに貢献し、人権の非常事態に迅速に対応すべきことを思い起こし、

正義と自由と平和のための文化の幅広い普及や人間性の教育は、人間の尊厳に欠くことのできないものであり、すべての国が相互援助と関心の精神を実現しなければならない神聖な義務を導くことも思い起こし、

すべての人びとは、あらゆる人権と基本的自由についての情報を知り、求め、受け取る権利を有し、人権教育、研修にアクセスするべきであると宣言した、人権教育・研修に関する国連宣

言を思い起こし、

平和の文化は、とりわけすべての人権と基本的自由の十分な尊重と促進に基づいた、価値観、態度、伝統や行動様式、生き方を組み合わせたものであると認めた、平和の文化に関する宣言と行動計画を思い起こし、

人権を通じた世界平和を促進し、戦争や武力紛争を終結させ、減少させ、予防するための手段として、関係者の間で、寛容、対話、協力、連帯を実現するという最高の重要性を認めることによって、特に次のことを守ることを通じて、厳粛に、すべての関係者が活動することを要求する。

第1条

すべての人びとは、すべての人権と基本的自由を促進し、保護し、尊重する権利、特に、すべての人権、平和、発展が十分実施されるという文脈の中での生命の権利を有する。

第2条

国は、社会の中で平和を構築する手段として、恐怖と欠乏からの自由、平等、差別のないこと、正義と法の支配の原則を守り発展させなければならない。この点において、国は、平和な状態をもたらし、維持し、高めるための手段、特に、人道的危機の状況において求められる人々に利益をもたらす手段を引き受けなければならない。

第3条

国、国連、国連専門機関、また利害を有する国際的、地域的、国内的、地域の組織、市民社会は、この宣言を実施、強化、具体化する目的で、国立研究所や関連機関の確立や増進を含む、すべての可能な行動を採用すべきである。

第4条

この宣言に含まれる条項は、国連憲章と世界人権宣言、各国によって批准された国際文書の見地から解釈されるべきである。

(翻訳：高部優子)

平和への権利 NGO共同声明

2014年7月2日 NGO共同声明（仮訳）

議長ありがとうございます。宣言の1条とタイトルについて発言させてください。

次のNGOを代表しての発言です。

・ヤングピースビルダー ・スペイン国際人権法協会 ・国際民主法律家協会
・ジオバンニ23教皇協会 ・世界精神大学 ・日弁連 ・非暴力平和隊 ・国際宥和会

市民社会の代表がこの場でからすれば出会い、共同声明として表明させてください。作業部会に与えられた任務からすれば、第1条で平和への権利に言及されるべきであり、宣言案にも「平和への人権」と明記することは、本質的であると考えます。私たちはこのように「平和への人権」をタイトルにも反映させることを望みます。

しかしながら、コンセンサスを追求するのであれば、「平和への権利」又は「平和的生存権」が第1条と宣言のタイトルに入ることを望みます。最低でも、1978年の国連総会決議の「平和における生命の権利」が入らなくてはなりません。

2014年7月3日 NGO共同声明（仮訳）

議長ありがとうございます。以下のNGOの共同声明です。（20のNGO）

市民社会のメンバーとして、私たちは世界中の武力紛争、直接的・構造的・文化的暴力の被害者の声をこの会議に届ける義務があります。彼らの人権は尊重され、守らなければなりません。宣言は、これらの人々の生活にとって意義があり、関係があり、重要な影響を与えるものであることを望みます。

平和は、発展の権利を含むすべての人権を尊重する前提条件です。人権侵害は平和に対する脅威です。私たちは、人間として、平和への人権を宣言する必要性を主張します。

私たちは、平和的生存のための社会の準備に関する1978年国連宣言の第1条に賛成します。同宣言は国連総会において反対表なしで採択されました。「すべての国民と人間は、人種、良心、言語、性別にかかわらず、平和のうちに生存する固有の権利があります。他の人権と同様にこの権利を尊重することは、人類の共通の利益であり、すべての大小国がすべての分野で前進するための不可欠な条件である。」

私たちは、加盟国と個人として、この宣言が単なる一步ではなく、前へ大きく跳躍させることを期待しています。

このような理由で、私たちはすべての加盟国が、人類の平和への人権を含むすべての権利の保護を優先させる政治的意思を示すべき、と訴えます。

人権理事会決議 20/15 によって設置された 作業部会の議長兼報告者による予備的考察

人権理事会は、2013 年 6 月に決議 23/16 を採択し、作業部会の第 1 会期における審議及び第 2 回作業部会までの間に行われる非公式折衝を基礎として、新しい宣言草案を作成するよう、作業部会の議長兼報告者に対して要請した。

オープンエンド作業部会の第 1 会期において、いくつかの国家代表及びその他の関係者は、平和への権利の存在を認めている。これらの者によれば、平和への権利は、ソフトローに相当する文書においてすでに認められている（たとえば、「人民の平和への権利に関する宣言」（国連総会決議 39/11, 1984 年採択）など）。一方で、いくつかの国家代表は、「平和への権利」という固有の権利は国際法上存在していないと述べた。それらの者によれば、平和とは人権ではなく、すべての人権の完全の実施の結果の一つとみなされる。

しかしながら、わたくしは、下記の点においてすべての代表者たちの見解が一致しているのも考える。

第1に、宣言は、短く簡潔なものであるべきであり、人権の分野において、コンセンサスと対話による付加価値を提供するものでなければならない。

第2に、採択されるべき宣言は、国際法によって導かれるものであり、国連憲章及び人権と基本的自由の促進に基礎を置かなければならない。

第3に、人権法システムの法的基礎は、人間の尊厳の概念に置かれなければならない。

第4に、人権と基本的自由、ことに生命への権利は、戦争及び武力紛争のコンテキストにおいては、なはだしく侵害されている。加えて、武力紛争のコンテキストにおいては、基本的人権を行使することは不可能である。

第5に、協力、対話、及びすべての人権の保護は、戦争及び武力紛争を防ぐための基礎である。

第6に、人権の促進及び保護ならびに人権侵害の防止は、平和に対して大きく貢献する。

第7に、人権、平和及び発展は、相互依存的かつ相互補強的関係にある。

第8に、諮問委員会によって作成された宣言草案に含まれる人権の多くの概念は、新しくかつ不明瞭で、現行のプロセスを、非生産的、不毛かつ浅薄なものにしてしまう可能性を持っている。多くの概念は、すでに、人権理事会などの、より適切なフォーラムにおいて議論されているか、もしくは議論されていないものである。

上記の諸点については意見の一致が見られたことから、すべての者にとって、下記の諸点

は受け入れ可能である、と私は考えている。

~~~~~ 中 略 ~~~~~

### 3. 結論

宣言の実施水準は、その宣言がどの程度のコンセンサスに基づいているか、によって決せられる、と私は考えている。支持の大きさは、常に重要である。コンセンサスによって採択された決議は、多数の国によって採択されたものよりも、より一層重みのあるものとなる。さらに、今後採択される宣言は、広汎かつ一貫した国家実行を生み出すための有用な道具となり、かつ（または）慣習的規範を形成する法的確信の証拠を提供するものとなるであろう。加えて、ソフトローとしての文書は、法及び原則に対するコンセンサスに焦点を当て、国家の側から一般的対応を引き出すための役割を果たす。さらにまた、特定の行動をとる政治的意思を反映した合意に、国家間で、または国際機関を通して、合意することは、利点のあることであろう。人権理事会で、そして最終的には国連総会で採択されるべき宣言は、総会による、国連憲章の諸原則の有権的な解釈であると理解されうる。

注）この文書は、「平和への権利」に関する作業部会の第1会期と第2会期の間に行われた、議長と各国・NGO との間の非公式折衝のための資料として作成されたものである。

文書の配布時期は、2014年4月28日と思われる。

（翻訳：武藤達夫）

## 第6回自由権規約政府報告審査に参加して

日本国際法律家協会理事 菅野 亨一

### ○日本の NGO が一丸となって取り組んだ自由権規約政府報告審査

2014 年 7 月 15 日～16 日に第 6 回自由権規約政府報告審査が行われた。日本からは日弁連 10 名をはじめ、30 の NGO から 61 名が傍聴参加した。私は国際人権活動日本委員会の団 20 名の一人で、治安維持法犠牲者国家賠償同盟の代表だった。日本委員会の団を構成するメンバーは国民救援会、布川国賠を支援する会、秘密保護法反対愛知の会、JAL 不当解雇撤回裁判原告団、冤罪仙台・北陵クリニック事件、板橋高校卒業式事件から「表現の自由」を目指す会、東京・教育の裁判を進める会、障害児の権利を国連に訴える会と治安維持法犠牲者国賠同盟からの 4 名だった。

今年は日本の NGO がバラバラ参加するのではなく、日弁連やアムネスティや日本委員会などが中心となって、Japan NGO Network Iccpr 2014（日本 NGO ネットワーク）を結成して、準備の過程から現地での活動をより有効にするために NGO 間の調整がはかられ日本の NGO が一丸となって取り組んだことが特徴だった。日本から参加した NGO は国際人権活動日本委員会のほか日本有和会、ヒューマンライツナウ、移住連、ムスリム違法捜査弁護団、IMADR、在日朝鮮人人権協会、アムネスティなどである。

現地での取り組みの主なもの、11 日の日本 NGO 主催のプレ・イベントとして、「BOX」の上映を行い、袴田冤罪事件を通して、日本の刑事司法の現状を訴えた。映画終了後に冤罪事件で再審請求中である仙台北陵クリニック事件について、冤罪被害者の母親守祐子さんから訴えを行った。30 名程度の参加であったが政府報告審査の場で袴田巖という言葉が何回も飛び交うなど政府報告審査になにがしかの影響を与えるものとなった。14 日の NGO 公式ブリーフィングで日本 NGO から 8 名発言、15 日の NGO 非公式ブリーフィングで日本 NGO から 18 名発言・政府報告審査、16 日政府報告審査と続いた。ブリーフィングや審査については後述するが、これまでなかったこととして、「なでしこアクション」という日本の右翼 NGO が会場にやってきて妨害を試みたことである。

### ○第 6 回の自由権規約政府報告審査の特徴点とはどんなことか。

a) メインイシューとして取り上げられたのは国内人権機関、代用監獄、死刑制度

7 月 24 日委員会から総括所見が出され、（添付資料を参照）日本の人権を国際水準に引き上げるために必要とされること 29 項目が勧告と懸念事項として公表された。総括所見の特色は、

審査のまとめで議長が述べたことに象徴されているが、「何度も同じプロセスを繰り返している。日本は委員会で審査を受けても、その勧告実現に向けて何ら行動をとっていない。控えめに言っても、資源を最善のやり方で利用していない。人権の尊重は、とりわけ日本のような先進国においては、十分な資源があるかどうかで左右される問題であってはならない、その一例が代用監獄である。」代用監獄に限らず日本政府に勧告を出しても、その勧告に応じて実現のために努力している様子が見られないといういらいだちが多く、多くの事項で表明されているのが特徴である。審査のメインイシューになったのは「国内人権機関」「死刑制度」「代用監獄」であった。国内人権機関については、委員会は「前回の勧告を繰り返し、締約国にパリ原則に沿った幅広く人権に関する権限を持つ、独立した国内人権機関を設置することを再度検討し、十分な財政的及び人的資源を割り当てる事」を勧告している。死刑制度については袴田巖事件の現実を踏まえ、「死刑の廃止を十分に考慮すること、あるいはその代替として、死刑を科しうる犯罪の数（政府が挙げた数は19）を、生命喪失に至る最も重大な犯罪に削減すること」を求めた。審査の中では政府は死刑制度を廃止できない理由に、「国民の多数が廃止を望んでいないこと」を挙げていることに対し、委員からは「国際人権の立場にたって廃止に努力するべきであり、廃止できない理由が説明されているとは言えない」と断罪された。「代用監獄は1988年から勧告しているが、ここ30年間廃止への努力が見られない」と厳しく指摘した。日本政府は「廃止できない理由に当初は資源不足を挙げていたが、今回はそれに被疑者の家族と弁護人の利便をあげている。しかし利便と人権を天秤にかけるべきでない」と断じた。「袴田さんが代用監獄で長期間の取り調べの結果自白させられたときとどう変わったのか」と日本政府は迫られた。第6回政府報告審査と回を重ねるにしたがって、委員会の勧告の重みと政府のその場しのぎの方便がくっきりと明らかになってきていることを実感することになった。

## b) 日本 NGO ネットワークでジョイントレポートが威力を発揮

第二に政府報告にも委員会のリスト・オブ・イシューにもなかったことで、NGO ネットワークで一致して急遽二つの事をジョイントレポートとしてまとめ上げて、公式 NGO プリーフィングで特別発言をしたことである。日本 NGO ネットワークを代表してヒューマンライツナウが「秘密保護法」を、ERD ネットが「ヘイトスピーチ」を報告した。秘密保護法が施行されれば、政府は「知る権利」を保障すると言っているが、国民に秘密裏に進められた立法過程や情報開示請求に対して、黒塗りの文書しか開示しない政府の実態を踏まえて審査をしてほしいと訴えた。また年間三百数十回のヘイトスピーチをとまなうデモが行われ、それを取り締まることとなされない現状を訴え、差別は犯罪であるとする法整備の必要性を訴えた。これらのことは前回はまだ問題として浮上

していなかった新しいテーマであった。しかし、日本 NGO ネットワークが一致して重要テーマとして取り上げたことによって政府報告審査でも質問や意見が交わされ、最終的には総括所見で懸念事項と勧告として取り上げてもらうことができた。秘密保護法に関しては次のような懸念を表明した。委員会は「秘密に特定できる事項の定義が広く曖昧であることや、ジャーナリストや人権活動家の活動に深刻な影響を及ぼしうる重い刑罰を貸せていることに懸念」を表明した。ヘイドスピーチについては、日本政府担当者は「法規制するほど人種差別は深刻ではない」としたことに対して、委員会は「差別、敵意又は暴力の扇動となるすべての宣伝は禁止すべきである」と主張した。名誉棄損以外の取り締まりや刑事法的な措置がないこと、包括的な差別禁止法が存在しないことが改善されるべきとした。このように日本の NGO が最重要課題として一致して取り上げれば、人権理事会を動かすことができるという確信にもなった。また市民運動を力にして NGO が国際人権の拡充の上で、どれだけ大きな役割を果たしているかが実感できることにもなった。

### c) 国際社会に挑戦することになった従軍慰安婦問題

「慰安婦問題」は第 5 回審査ではじめて委員会で取り上げられ、日本政府に謝罪と賠償の勧告を行なわれた。これは自由権規約を日本が批准した 1979 年以前の戦前にあった事案であり、戦後補償の問題でもあり、批准以前のことに応える必要がないと言うのが政府の立場であったが、そんな論理は国際舞台では全く通用しないことが証明された。これこそ国際世論の力である。政府の主張は「旧日本軍による強制連行は確認されていない」である。強制連行した証拠がないことが「人権侵害に当たらない。国家の責任は問われることではない」の前提となっているのである。委員の質問に対して日本政府担当者は「当時植民地統治下にあり、甘言、強圧による等、総じて本人たちの意志に反してなされた」と回答するも、「強制連行の事実は確認できない」という矛盾ある主張を繰り返した。委員会は被害者の意志に反して行われたそうした行為はいかなるものであれ、締約国の直接的な法的責任を伴う人権侵害とみなすに十分であると考えたと明確な判断を示している。戦時中の日本軍が犯した性奴隷あるいはそのたの人権侵害に対するすべての訴えは、効果的かつ独立、公正に捜査され、加害者は訴追され、その有罪判決が出れば処罰することと解決措置まで示している。また委員から慰安婦というあいまいな言葉ではなく、奴隷廃止条約の定義に基づき性奴隷制度と呼ぶべきとした発言に対して、政府代表から条約上の検討をしたうえでこの制度は性奴隷制の問題ではないその定義にあたるものとは理解していない。性奴隷制度は不適切な表現であると全面対決する姿勢を示すことになった。こうした勧告に対応しない日本政府の姿勢に対して、議長は「日本は国際

社会に抵抗しているように見える」と論評される有様であった。最終的に韓国として「公式な謝罪を表明すること、および締約国の責任の公的認知」「被害者とその家族への完全な被害回復措置」「被害者を侮辱あるいは事件を否定するすべての企みへの非難のためあらゆる措置を取るべきである」という厳しいものであった。政府担当者の発言からして明確な人権侵害であるとの判定をしており、一刻も早い捜査と裁判で刑罰を明確にすべであると述べている。この国際的裁定を覆すことはできないどころか、現在の立場を続けるならば、日本の人権の後進性が増々明らかになり、国際的孤立を深めていくことになるであろう。さらに日本から従軍慰安婦は売春婦であると主張する団体「なでしこアクション」が今回人権理事会に参加したことである。公式 NGO プリーフィング、非公式 NGO プリーフィングに参加しようとしたり、政府代表が従軍慰安婦は性奴隷制度と考えるのは不適切と発言した時、一斉に拍手をする、審査閉会後性奴隷制として発言した委員を囲んで非難を浴びせるなど日本の人権後進性を増長する一コマとなった。

## ○総括所見の学習運動と勧告事項の実現に国民も責任を

これ以外にもたくさんの事項について国際水準への人権拡充するための勧告、指摘がなされた総括所見である。28 項では一年以内に報告を求めることとして死刑問題、慰安婦問題、技能実習生問題、代用監獄の 4 つのテーマをフォローアップ事項に挙げられている。委員会として一刻も早い改善を期待している問題である。そして 29 項で次回審査のために 2018 年 7 月 31 日を期限として定期報告を求めている。秘密保護法や集団的自衛権の容認などに示されるように、人権の後退は急速に進むが人権拡充は地道な主権者の努力なしでは進まないものである。今回の審査を経て出された人権の国際水準を学び、現状を検証する基準として活用し、人権先進国の仲間入りができるようになるためにも日本の NGO の役割は大きいものがある。

## 資料：第6回日本定期報告に関する総括所見

1. 委員会は日本が提出した第6回定期報告（CCPR/C/JPN/6）を2014年7月15日及び16日に開催された第3080回（CCPR/C/SR.3080）及び第3081回会合（CCPR/C/SR.3081）において審査し、2014年7月23日に開催された第3091回及び第3092回会合（CCPR/C/SR.3091、CCPR/C/SR.3092）において以下の総括所見を採択した。

### A. 序論

2. 委員会は日本の第6回定期報告の提出及びその中にあげられた情報を歓迎する。締約国が報告期間中に規約の規定を実施するためにとった措置について締約国の代表団との建設的対話の機会を再びもったことに対して評価を表明する。委員会は質問事項に対する、締約国の書面回答（CCPR/C/JPN/Q/6/Add.1）及び補足情報、さらにはそれらを補足する代表団の口頭による回答及び書面による補足の情報に感謝する。

### B. 積極的な側面

3. 委員会は締約国がとった以下の立法および制度的措置を歓迎する。

(a) 2009年12月の日本の人身取引対策行動計画の策定

(b) 2010年12月の第三次男女共同参画基本計画の決定

(c) 公営住宅制度から同性カップルが排除されなくなるという効果をもたらした2012年の公営住宅法の改正

(d) 婚外子に対する差別規定を廃止した2008年の国籍法及び2013年の民法改正

4. 委員会は締約国による以下の国際文書の批准を歓迎する。

(a) 2009年の強制失踪条約→ 強制失踪からのすべての者の保護に関する国際条約

(b) 2014年の障害者権利条約→ 障害者の権利に関する条約

### C. 主要な懸念事項と勧告

前回の総括所見

5. 委員会は、締約国の第4回・第5回定期報告の審査の後に出された勧告の多くが実施されていないことを懸念する。締約国は、この総括所見及びこの前の総括所見において委員会が採択した勧告を実施すべきである。規約の権利の国内裁判所での適用可能性

6. 委員会は、締約国が批准した条約が国内法としての効力を有していることに留意する一方、規約のもとで保護されている権利が裁判所によって適用される事例の数が限られていることを懸念する。

(2条) 委員会は、前回の勧告（CCPR/C/JPN/CO/5、パラ7）を繰り返し、締約国に規約の適用および解釈が下級審を含むあらゆるレベルにおける弁護士、裁判官および検察官の専門職としての研修の一部とされるよう確保するよう求める。締約国はまた、規約のもとで保護される権利の侵害に対する効果的な救済を確保すべきである。締約国は個人通報手続を規定する選択議定書の加入を検討すべきである。

## 国内人権機関

7. 委員会は、2012 年 11 月に人権委員会設置法案が廃案とされて以降、締約国が統合された国内人権機関を設置するためにまったく前進していないことを遺憾とともに留意する。(2 条) 委員会は前回の勧告 (CCPR/C/JPN/CO/5、パラ 9) を繰り返し、締約国に、パリ原則 (総会決議 48/134 付属) に沿った、幅広く人権に関する権限を持つ、独立した国内人権機関を設置することを再度検討し、十分な財政的及び人的資源を割り当てることを勧告する。

## ジェンダー平等

8. 委員会は、女性に離婚後6か月間の再婚を禁止し、男性と女性とで異なる婚姻最低年齢を設けている民法の差別的条項の改正を、「婚姻制度や家族の基本的考え方に影響を及ぼしかねない」ことを理由に、締約国が拒絶し続けていることを懸念する。(2 条、3 条、23 条、及び 26 条) 締約国は、家庭内及び社会における女性と男性の役割に関するステレオタイプが法のもとの平等への女性の権利を侵害していることを正当化するために利用されないよう確保すべきである。それゆえ、締約国は、これに従って民法の改正のための緊急の行動をとるべきである。

9. 委員会は、第三次男女共同参画基本計画の採択を歓迎する一方、政治的役割を担う女性の数が少ないという点を考慮して、上記計画の効果が限定的であることを懸念する。委員会は、部落の女性を含むマイノリティ女性の、政治的意思決定の地位への参画についての情報が不足していることを遺憾に思う。女性がパートタイム労働力の 70% を占め、同等の仕事をする男性が受け取る給与の 58% しか得ていないとの報告を懸念する。委員会は、また、セクシュアル・ハラスメント及び妊娠・出産による女性の解雇に対する罰則措置が欠如していることに懸念を表明する (2 条、3 条、及び 26 条)。締約国は、第三次男女共同参画基本計画の進捗を効果的に監視及び評価をし、たとえば政党における法定のクォータ制等、暫定的特別措置を採ることを含めて、公的分野での女性の参画を増加させるための

迅速な行動をとるべきである。締約国は、部落の女性を含む、マイノリティの女性の政治的参加を評価し支援するための具体的な措置をとり、女性をフルタイムの労働者として採用することを促進し、男女の賃金格差を縮める努力を倍加させるべきである。また、締約国は、セクシュアル・ハラスメントを犯罪とし、妊娠・出産による不公正な取扱いを禁止し、適切な罰則を伴う制裁をするよう、必要な立法的措置を講ずるべきである。

## ジェンダーに基づく暴力及びドメスティック・バイオレンス

10. 委員会は、前回の総括所見にも関わらず、締約国が、刑法における強姦の定義の範囲の拡大、性交意年齢を 13 歳を超える年齢に設定すること、及び強姦罪や他の性犯罪を非親告罪とすることをまったく進展させていないことについて遺憾に思う。また、委員会は、ドメスティック・バイオレンスが依然として蔓延しており、保護命令発令までの手続きに時間がかかりすぎ、及び、処罰された加害者の人数が非常に少ないということに懸念をもって留意する。さらに、委員会は、同性カップル及び移住女性に不十分にしか保護が提供されていない報告を懸念する。(3 条、6 条、7 条、及び 26 条)

前回の総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/5、パラ 14、15) に従って、締約国は、第三次男女共同参画基本計画に記載されている通り、強姦やその他の性犯罪を告訴なしで起訴できるようにし、遅滞なく性交同意年齢を引き上げ、性犯罪の構成要件を見直すための具体的な行動をとるべきである。締約国は、同性カップル間のものも含めて、すべてのドメスティック・バイオレンスについての報告について、徹底的に捜査がなされ、加害者が訴追され、有罪になった場合には適正な制裁で処罰されること、そして、緊急保護命令を与えられること及び性暴力の被害者である移住女性の在留資格を喪失させないことを含めて、被害者が適切な保護を利用できることを保証できるよう努力を強化すべきである。

#### 性的指向およびジェンダー・アイデンティティに基づく差別

11. 委員会は、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル及びトランスジェンダーの人びと (LGBT) への社会的ハラスメントおよび汚名に関する報告、及び自治体が運営する住宅制度から同性カップルを実質的に排除する差別的規定に関する報告を懸念する。(2 条、及び 26 条) 締約国は、性的指向およびジェンダー・アイデンティティを含むあらゆる理由に基づく差別を禁止し、差別の被害者に効果的で適切な救済を提供する包括的な差別禁止法を採択すべきである。締約国は LGBT の人びとに対するステレオタイプや偏見と闘うための啓発活動を強化し、LGBT の人びとに対するハラスメントの申し立てを捜査し、それらを防止する適切な措置をとるべきである。締約国はまた、自治体レベルの公営住宅事業に関して同性カップルに適用される入居要件に残されている制限も取り除くべきである。

#### ヘイトスピーチと人種差別

12. 委員会は、朝鮮・韓国人、中国人または部落民などのマイノリティ集団の構成員に対する憎悪と差別を扇動している広範囲におよぶ人種主義的言説と、これらの行為に対する刑法と民法上の保護の不十分さに懸念を表明する。委員会はまた、許可されて行われる過激論者による示威行動の多さ、外国人生徒・学生を含むマイノリティに対するハラスメントと暴力、民間施設における「ジャパニーズ・オンリー」などの看板・張り紙を公然と表示することにも懸念を表明する。(2 条、19 条、20 条、及び 27 条) 締約国は、差別、敵意または暴力の扇動となる、人種的優越または憎悪を唱えるあらゆる宣伝を禁止すべきであり、またそのような宣伝を広めることを意図した示威行動を禁止すべきである。締約国はまた、人種主義に反対する意識啓発キャンペーンのために十分な資源の配分を行うとともに、裁判官、検察官、警察官が憎悪および人種的動機に基づく犯罪を発見する力をつける訓練を受けることを確保するための取り組みを強化すべきである。締約国はまた、人種主義的攻撃を防止し、容疑者が徹底的に捜査され、起訴され、有罪判決を受けた場合には適切な制裁により処罰されることを確保するためのあらゆる必要な措置をとるべきである。

#### 死刑制度

13. 委員会は、死刑が相当する 19 の犯罪のうちいくつかの罪が、死刑を「最も重大な犯罪」に限るとの規約の要請を充たしていないこと、死刑確定者がいまだに死刑執行まで最長で 40 年の期間、昼夜間独居に置かれていること、死刑確定者もその家族も死刑執行の日以前に事前の告知を与えら

れていないことについて、依然として懸念を抱く。さらに委員会は、死刑確定者とその弁護人との面会の秘密性が保証されていないこと、死刑執行に直面する人が「心神喪失状態」にあるか否かに関する精神状態の検査が独立していないこと、再審請求あるいは恩赦の請求に死刑執行を停止する効果がなく、有効でないことに留意する。そのうえ、袴田巖の事件を含め、強制された自白の結果としてさまざまな機会に死刑が科されてきたという報告は、懸念される事項である（2条、6条、7条、9条、及び14条）。

締約国は、以下の行動をとるべきである。

- (a) 死刑の廃止を十分に考慮すること、あるいはその代替として、死刑を科しうる犯罪の数を、生命の喪失に至る最も重大な犯罪に削減すること。
- (b) 死刑確定者とその家族に対し予定されている死刑執行の日時を合理的な余裕をもって事前告知すること、及び、死刑確定者に対して非常に例外的な事情がある場合であり、かつ、厳格に制限された期間を除き、昼夜独居処遇を科さないことにより、死刑確定者の収容体制が残虐、非人道的あるいは品位を傷つける取扱いまたは刑罰とならないように確保すること。
- (c) とりわけ、弁護側にすべての検察側資料への全面的なアクセスを保証し、かつ、拷問あるいは虐待により得られた自白が証拠として用いられないことがないよう確保することによって、不当な死刑判決に対する法的な安全装置を即時に強化すること。
- (d) 委員会の前回の総括所見（CCPR/C/JPN/CO/5、パラ17）の観点から、再審あるいは恩赦の申請に執行停止効果を持たせうえて死刑事件における義務的かつ効果的な再審査の制度を確立し、かつ、死刑確定者とその弁護人との間における再審請求に関するすべての面会の厳格な秘密性を保証すること。
- (e) 死刑確定者の精神状態の健康に関する独立した審査の制度を確立すること。
- (f) 死刑の廃止を目指し、規約の第二選択議定書への加入を考慮すること。

「慰安婦」に対する性奴隷慣行

14. 委員会は、締約国が、慰安所のこれらの女性たちの「募集、移送及び管理」は、軍又は軍のために行動した者たちにより、脅迫や強圧によって総じて本人たちの意に反して行われた事例が数多くあったとしているにもかかわらず、「慰安婦」は戦時中日本軍によって「強制的に連行」されたものではなかったとする締約国の矛盾する立場を懸念する。委員会は、被害者の意思に反して行われたそうした行為はいかなるものであれ、締約国の直接的な法的責任をとまう人権侵害とみなすに十分であると考ええる。

委員会は、公人によるものおよび締約国の曖昧な態度によって助長されたものを含め、元「慰安婦」の社会的評価に対する攻撃によって、彼女たちが再度被害を受けることについても懸念する。委員会はさらに、被害者によって日本の裁判所に提起されたすべての損害賠償請求が棄却され、また、加害者に対する刑事捜査及び訴追を求めるすべての告訴告発が時効を理由に拒絶されたとの情報を考慮に入れる。委員会は、この状況は被害者の人権が今も引き続き侵害されていることを反映するとともに、過去の人権侵害の被害者としての彼女たちに入手可能な効果的な救済が欠如している

ことを反映していると考え(2条、7条、及び8条)。締約国は、以下を確保するため、即時かつ効果的な立法的及び行政的な措置をとるべきである。

(i) 戦時中、「慰安婦」に対して日本軍が犯した性奴隷あるいはその他の人権侵害に対するすべての訴えは、効果的かつ独立、公正に捜査され、加害者は訴追され、そして有罪判決ができれば処罰すること。

(ii) 被害者とその家族の司法へのアクセスおよび完全な被害回復。

(iii) 入手可能なすべての証拠の開示。

(iv) 教科書への十分な記述を含む、この問題に関する生徒・学生と一般市民の教育。

(v) 公での謝罪を表明することおよび締約国の責任の公的認知。

(vi) 被害者を侮辱あるいは事件を否定するすべての試みへの非難。

#### 人身取引

15. 委員会は、締約国の人身取引への取り組みを評価する一方、人身取引が根強く続くこと、また、加害者に懲役刑が科される件数が少ないこと、裁判にかけられる強制労働の事例がないこと、被害者認定が減少していること、および被害者への支援が不十分であることを引き続き懸念する。(8条) 前回の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/5、パラ23)に従って、締約国は以下の行動をとるべきである。

(a) 特に強制労働の被害者について、被害者認定手続きを強化し、労働基準監督官を含むすべての法執行者に対して専門訓練を提供すること。

(b) 加害者を精力的に捜査及び訴追し、有罪になった場合には、行為の深刻さに見合う刑罰を科すること。

(c) 通訳サービス及び損害賠償請求のための法的支援を含む、現行の被害者保護の措置を強化すること。

#### 技能実習制度(TITP)

16. 委員会は、外国人技能実習生に対する労働法制の保護を拡充した制度改革にもかかわらず、同制度のもとで性的虐待、労働に関係する死亡、強制労働となりえる状況に関する報告がいまだに多く存在することを懸念とともに留意する。(2条、及び8条)

前回の総括所見(CCPR/C/JPN/CO/5、パラ24)に従って、締約国は現在の制度を低賃金労働者の雇用よりも能力開発に焦点を置く新しい制度に代えることを真剣に検討すべきである。他方で締約国は、事業場等立ち入り調査の回数を増やし、独立した苦情申し立ての制度を設置し、労働搾取の人身売買その他労働法違反事案を効果的に調査し、起訴し、制裁を科すべきである。

#### 非自発的入院

17. 委員会は、非常に多くの精神障害者が極めて広汎な要件で、そして自らの権利侵害に異議申し立てする有効な救済手段へのアクセスなしに非自発的入院を強いられていること、また代替サービスの欠如により入院が不要に長期化していると報告されていることを懸念する。(7条、及び9条) 締約国は以下の行動をとるべきである。

(a) 精神障害者に対して地域に基盤のあるまたは代替のサービスを増やすこと。

(b) 強制入院が、最後の手段としてのみ必要最小限の期間、本人の受ける害から本人を守りあるいは他害を避けることを目的として必要で均衡が取れる時にのみ行われることを確保すること。

(c) 精神科の施設に対して、虐待を有効に捜査、処罰し、被害者またはその家族に賠償を提供することを目的とする、有効で独立した監視及び報告体制を確保すること。

代用監獄（代替収容制度）と強制自白

18. 委員会は、締約国が利用可能な資源が不足していること、及び犯罪捜査のためにこの制度が効率的であることを理由に、代用監獄の使用を正当化し続けていることを遺憾に思う。委員会は、起訴前に、保釈の権利が欠如し、あるいは国選弁護を受ける権利がないことが、代用監獄において強制による自白を引き出す危険を強めていることに引き続き懸念する。さらに、委員会は、取調べの実施に関して厳しい規則が存在しないことに懸念を表明し、2014 年「改革プラン」で提案されている取調べのビデオ録画が義務づけられた範囲が限られていることを遺憾に思う。（7 条、9 条、10 条、及び 14 条）

締約国は、代替収容制度を廃止するか、さもないと、制度が規約 9 条と規約 14 条におけるすべての保証に完全に適合していることを特に以下のことを保証することにより確保すべきである：

(a) 保釈などの勾留に代わる措置が、起訴前の勾留中にも十分に考慮されること。

(b) すべての被疑者が逮捕時から弁護人の援助を受ける権利を保証され、弁護人が取調中に立ち会うこと。

(c) 取調べについて、継続時間の厳格な時間的制約及び方法を設定する立法措置と取調べ全体にわたるビデオ録画。

(d) 都道府県公安委員会から独立しており、迅速、公平かつ効果的に取調中に行われた拷問や虐待の申し立てについて調査する権限を持つ不服審査制度。

庇護申請者と非正規滞在者の強制退去と拘禁

19. 委員会は、2010 年には一人の死亡に至ったような、退去強制手続き中の虐待の事例が報告されていることに懸念を表明する。委員会はまた、出入国管理及び難民認定法の改定にもかかわらず、ノン・ルフールマン原則が実務上効果的に実施されていないことについても懸念する。さらに委員会は、難民不認定処分に対する停止的效果を持つ独立した不服申し立て制度が欠如していること、及び十分な理由が与えられず、また収容の是非を判断する独立した審査もないまま、長期的な行政収容が行われていることを引き続き懸念する。（2 条、7 条、9 条、及び 13 条）

締約国は、以下のことを実施すべきである：

(a) 退去強制手続き中に、移住者が虐待を受けることがないように保証するあらゆる適切な措置をとること。

(b) 国際的保護を申請しているすべての人に、保護の可否に関する決定について、及び拷問などを受ける場所への退去からの保護に関して公正な手続きへのアクセスが提供されるよう確保し、難民不認定処分に対して、退去執行を停止する効果を持つ独立した不服申し立て制度へのアクセスを確保すること。

(c) 行政収容が最小限の適切な期間となること、そして収容に代わる現存の方法が十分に考慮された上でのみなされること、そして、移住者が自身の収容に関する合法性を判定する訴訟を提起できることを確保すること。

#### ムスリムに対する監視

20. 委員会は、法執行者によるムスリムに対する広範な監視活動が報告されていることを懸念する。(2 条、17 条、及び 26 条) 締約国は以下のことを実施すべきである。

(a) 法執行者に対し、異文化の理解、及び法執行者によるムスリムへの広範な監視活動を含む人種的プロファイリングが許容されないことについて、訓練を実施すること。

(b) 権力が濫用された場合には、影響を受けた人びとが効果的な救済手段へのアクセスを享有していることを確保すること。

#### 誘拐と強制改宗

21. 委員会は、新しい宗教運動への改宗者の家族による、その人たちを再改宗させるための誘拐や監禁に関する報告を懸念する。(2 条、9 条、18 条、及び 26 条) 締約国はすべての人の宗教または信念を受け入れまたは有する自由を侵害するおそれのある強制を受けない権利を保証する効果的な措置をとるべきである。

#### 公共の福祉を理由とする基本的人権の制限

22. 委員会は、「公共の福祉」の概念はあいまいであり、無制限であるということ、そして、規約のもとで許容されるものを大きく超える制約を許容するかもしれないということへの懸念を改めて表明する。(2 条、18 条、及び 19 条) 委員会は、前回の総括所見 (CCPR/C/JPN/CO/5、パラ 10) を想起し、第 18・19 条の第 3 段落における厳しい条件を満たさない限り、思想、良心、宗教の自由や表現の自由の権利に対するいかなる制約をも押し付けることを差し控えるように締約国に要求する。

#### 特定秘密保護法

23. 委員会は、最近採択された特定秘密保護法が、秘密に特定できる事項に関する定義が広くて曖昧であること、秘密指定に関して一般的な条件を含んでいること、そしてジャーナリストや人権擁護者の活動に深刻な萎縮効果を及ぼしうる重い刑罰を課していることを懸念する。(19 条)

締約国は特定秘密保護法とその適用が、第 19 条の厳格な要求を満たすことを確保するように、必要とするすべての措置をとるべきであり、特に以下の点を保証すべきである。

(a) 秘密に指定される情報のカテゴリーが狭く定義され、情報を求め、受け、伝える権利へのいかなる制約も、適法性、均衡性の原則、及び国家の安全保障に対する具体的で明白な脅威を防ぐために必要であるという原則を満たすものであること。

(b) 国家の安全保障を害しない正当な公益に資する情報を流布したことで、いかなる個人も刑罰を受けないこと。

#### 福島原子力災害

24. 委員会は、締約国が福島に許容する公衆の被ばく限度が高いこと、数か所の避難区域の解除が決定され、人びとが放射能で高度に汚染された地域に帰還するしか選択肢がない状況に置かれ

ていることを懸念する。(6 条、12 条、及び 19 条) 締約国は福島原発事故の影響を受けた人びとの生命を保護するために必要なあらゆる措置を講ずるべきであり、放射線のレベルが住民にリスクをもたらさないといえる場合でない限り、汚染地域の避難区域の指定を解除すべきでない。締約国は放射線量のレベルをモニタリングし、こうした情報を時機にかなった方法で、原発事故の影響を受けている人びとに提供すべきである。

#### 体罰

25. 委員会は、体罰が学校においてのみ明示に禁止されていることを認め、その蔓延と社会的容認に懸念を表明する。(7 条、及び 24 条) 締約国は、あらゆる状況での体罰を撤廃するために、適切な場合は立法措置も含む実践的な措置をとるべきである。体罰の代替として、懲戒の非暴力的な形態を促進し、体罰の有害な影響に関する意識を高めるための公共情報キャンペーンを行うべきである。

#### 先住民族の権利

26. アイヌ民族を先住民族として認めたことを歓迎する一方で、委員会は、琉球・沖縄の人びとが認められていないこと、並びにこれら集団の伝統的土地と資源の権利あるいはその子どもたちが独自の言語で教育を受ける権利が認められていないことへの懸念を繰り返す。(27 条) 締約国は、法律を改正して、アイヌおよび琉球・沖縄のコミュニティの伝統的土地と自然資源への権利を全面的に保証するようさらなる措置をとり、これら人びとに影響を及ぼす政策について自由に事前にそして情報を得た上で参加する権利の尊重を確保し、可能な範囲で、その子どもたちが独自の言語で教育をうけることを促進すべきである。

27. 締約国は規約、第 6 回定期報告の文書、委員会にそって作成された質問事項に対する書面回答および本総括所見を司法、立法及び行政当局、市民社会及び国内で活動する非政府組織ならびに一般に幅広く広めるべきである。

28. 委員会の手続規則第 71 条 5 項に従い、締約国は 1 年以内に上記第 13、14、16 および 18 パラグラフにおいてなされた委員会の勧告の実施に関連する情報を提供すべきである。

29. 委員会は締約国に 2018 年 7 月 31 日を期限とする次回定期報告に、すべての勧告の実施及び規約全体に関する具体的で最新の情報を提供しよう要請する。委員会はまた、締約国に次回定期報告を作成する際、市民社会及び国内で活動する非政府組織と広く協議しよう要請する。

\*\*\*\*\*

\*\* この文書は自由権規約日本審査に関わられた多くの NGO により翻訳されました。

## 法律家6団体共催

# 「集団的自衛権反対！法律家と市民の集い」の講演報告

宮坂 浩

2014年6月16日に開催された、法律家6団体（社会文化法律センター、自由法曹団、青年法律家協会弁護士学者合同部会、日本国際法律家協会、日本反核法律家協会、日本民主法律家協会、）共催の「集団的自衛権反対！法律家と市民の集い」で、浅井基文さんが「日米中関係とアジアの平和」のテーマで講演されましたので、その講演の内容を報告します。

浅井さんは、説得力ある政策提起を行うためには、徹底したリアリズムに基づく分析が必要であるとして、そうした認識に基づいて、21世紀の国際平和のあり方を規定する基本的要素を次のように整理されました。

- ①. 国際的相互依存の不可逆的進行が戦争という選択肢を各国から奪いあげている（安倍政権の好戦的な態度は、国際的相互依存とその国際関係対して持つ意味に対する認識の致命的欠落である）。
- ②. 第二次大戦後の国連憲章は戦争を違法化したが、核兵器の登場は、戦争、核生物化学兵器を根絶しない限り、人類の意味ある存続を期し難い状況に直面させ、核兵器にとどまらず核そのものを廃絶することが喫緊の課題となっている（非核三原則を言いながらアメリカの核抑止力に頼ることを当然視する日本は、国際的にみて異常の極みである）。
- ③. 国際機関が主権国家の同意と授權の範囲内でのみ存在し、大国をはじめとする主権国家は自らの主権を簡単には手放さないという本質（国際的アナキー）を無視・捨象した平和に関する政策提起は、現実的説得力を持ちえない。
- ④. 地球規模の大量消費文明の拡大と世界人口の爆発的増大は、環境、エネルギー、資源、貧困・格差、感染症等の諸問題を生み出しているが、1980年代以後の新自由主義の猖獗はさらに問題を深刻化させており、これらの問題に対しては、一国単位での発想・取組みではなく、地球的規模での認識・取組みが必要である。
- ⑤. 尊厳及びそれに基づく人権・デモクラシーは、普遍的価値として世界的に確立しており、過去における国家的な大量の人権侵害に対して国家として謝罪し、人間の尊厳の回復に取組むことは国際的スタンダードとして確立しつつある。
- ⑥. 古来、「力による」平和観と「力によらない」平和観があり、現実の世界では前者が圧倒的優位にあったが、国際相互依存、戦争・核、地球規模の諸問題そして普遍的価値

値という諸要素は、21世紀以後の国際関係は「力によらない」平和観のみを許容することを客観的に明らかにしている。日本について付言すれば、平和憲法の屋台骨が抜き取られようとしている今日、その策動を国民的に阻止することが喫緊の課題であり、21世紀においては「力によらない」平和観のみを許容することを認識し、確信を持つことである。

次に、現在進行しているウクライナ情勢があぶりだした国際的諸問題について取り上げました。

- ①. 国際問題・紛争が生じた場合に、戦争が禁止された今日の世界では、交渉・対話による解決を追求することが唯一の合法的手段であるが、国際法は国内法と異なり、あらゆる問題について解決の根拠を与える包括性、網羅性からほど遠い状況にあり、法的強制力もほとんど備えていないことから合意された内容が一方的に履行されないケースもしばしば存在する。アメリカに関しては二重基準の常態化という深刻な問題も存在し、これらを総称して「国際法の欠缺」という。
- ②. ロシアがクリミアを併合したことに対して、アメリカをはじめとする西側諸国は、国家主権尊重及び領土保全という国際法上の原則に反するものとしてロシアを非難、批判したが、ロシアはクリミアが置かれてきた歴史的経緯、民族構成などを背景として、クリミア住民の選択は人民（民族）自決権の行使という国際法上の基本原則に合致するものだと対立している。しかし、国家主権・領土保全原則と人民（民族）自決原則と共に国際法（国連憲章）で承認された二つの基本原則の間に存在する矛盾を解決するための国際法・ルールは存在していない。コソボ問題でアメリカ以下のNATO諸国は、コソボのユーゴからの独立を支持したが、ロシアのプーチン大統領は自らの行動を正当化する根拠の一つとして、欧米諸国によるコソボの独立承認という「先例」を挙げており、コソボとクリミアで示されたアメリカ以下の二重基準政策を客観的に問いたすものとなっている。
- ③. テロリズムに関する確立した定義は存在しておらず、定義づけを行う国際的努力は等閑視されてきた。また根本的な問題としてはテロリズムは犯罪の一態様であって、本来警察力によって対処すべきものであるが、9.11事件においてアメリカが「対テロ戦争」と叫んで以来、国際テロリズムに対して軍事力によって対抗することが当然視されるようになった。ウクライナ問題では、ウクライナ政府が東部諸州の分離独立を求めて戦う人々を「テロリスト」と断定し、米欧諸国はこれを黙認する態度を示しているが、ロシアは東部諸州の行動を支持して対立し、問題が複雑化している。最近中国国内で頻発する事件に関して、中国政府はテロ事件と断定しているが、「中央政府に弾圧される少数民族」に対して好意的な米欧諸国の反応は必ずしも歯切れに良いものではない。テロリズムに関する国

際的な定義を行わず、各国が自分の都合次第で「テロ」のレッテル貼りを行う現実を野放しにする限り、国際関係の安定化は期し難いものである。また、テロリズムを生み出す経済的格差の問題の解消が急務となっている。

- ④. アメリカのメディアの圧倒的な影響力のもとにある日本では、旧ソ連邦諸国で起こった「カラー革命」を無条件で「民主化を目指す内発的な動き」として肯定的に受け止めてきたが、ウクライナ危機は、そうした受け止め方がいかに皮相的なものでしかないことを明らかにしており、国際情勢認識に主観を持ち込むことの危うさ、言い換えれば徹底したリアリズムに基づく分析が欠かせないことを注意喚起している。私たちがハッキリ認識しておかなければならないことは、ロシアにとってのウクライナ問題は、中国にとっての朝鮮半島・東シナ海・南シナ海問題であるというであり、両者に共通するのは、旧態依然の力による政治による対外戦略・政策がロシア及び中国の安全を脅かし、対抗策に走らせ、そのことがまた緊張を高めるという悪循環を生んでいることにある。ウクライナ危機を対岸の火事視する日本時は多いが、そのような見方しかできないことが「中国脅威論」という安倍政権の虚構づくりを見破ることができず、したがって「中国脅威論」を前面に振りかざした集団的自衛権行使・解釈改憲の策動に対して受け身を強いられる国民世論を生み出している。

最後に、日米中関係と東アジアの問題について取り上げました。

- ①21世紀に入り、東アジア情勢を決定的に左右するのは、アメリカと中国に絞られており、特に2013年6月に行われたオバマ・習近平会談において、習近平が提唱した米中新大型大国関係構築をオバマが原則的に受け入れることにより、米中関係は新しい段階への第一歩を踏み出すかに見えたが、その後の事態（東シナ海及び南シナ海の領土紛争のエスカレート）は、「国際ルールに基づかない中国」と非難するアメリカと、「日比越の背後にアメリカがいる」と見る中国との間で冷戦まがいの状況を生んでいる。

東アジアの平和を考えるに当たっては、米中関係が今後どのように展開するかが事態を左右するが、アメリカは対中牽制という観点から日米同盟を引き続き重視するが、それは米軍基地及び対米軍事協力を惜しまない日本の役割を重視するのであって、安倍政権をまともな交渉相手と見なさない中国ともども、安倍政権を含む日本の当事者能力に対する米中両国の評価は極めて低い。

日米中関係とは、具体的には米中、日米及び日中という三つの二国間関係から成り立っており、本来であれば、日米中という三国間関係という要素も考えるべきだが、日米関係が対等平

等でないことによって、日米中関係はほぼ米中関係に吸収されてしまう。ちなみに、日米中関係が独立した要素として成立する可能性は、日本が今後さらに右傾化して対米「自主」性を強める場合、あるいは私たち主権者が主体的に行動することによって日本の対米従属を脱する場合のいずれかのケースにおいて、将来的に現実となりうる。

## ②アメリカ

アメリカには建国以来の牢固とした選良意識（世界に先がけて人権・デモクラシーを実現した国家として、これを世界に推し広める使命があるとする意識）がある。アメリカの国際関係に対するアプローチを特徴づけるのは、自らの価値観を基軸にして国際関係をリードしようとする「天動說的」国際観である。この国際観は、主権国家の対等平等性を本質とする地平的な国際社会という国際関係のあり方に対して極めて冷淡（無関心さらには敵対的）で、アメリカが実現しようとするのは、アメリカが中心となり、同国の価値観を共有し、受け入れる国々からなる垂直的な国際共同体である。

唯一の超大国となったアメリカは、自らの価値観を世界に推し広め、世界を国際共同体化するために、各国に自らの価値観の受け入れを要求し、その価値観の受け入れを肯んじない存在（中国・ロシア、「ならず者」国家、テロリストなど）に対して軍事力を背景にした力による政治を展開しようとするが、アメリカ経済力の衰え、それに起因する世界経済に占める同国経済の比重の相対的及び絶対的低下、国際的相互依存の不可逆的進行は、アメリカをして力による政治の調整を余儀なくさせてきた。クリントン及びオバマ両政権は、価値観及び力による政治に微修正・微調整を加えることで、世界支配の実現という政策を堅持してきた。力による政治に関しては、アメリカがあくまで主動権・指導権を確保する前提のもとで、同盟国の積極的関与を促す調整が行われている（例：アジア太平洋地域では日本、韓国、オーストラリア、インドなどを多角的に動員する軍事同盟網の形成）。

## ③中国

中国は19～20世紀に欧米日列強による侵略・支配によって国際関係の最底辺に突き落とされたが、中国共産党政権は、その屈辱に満ちた体験の中から、国家の大小・強弱・貧富の差異にかかわらない国際関係の実現を追求する認識・政策を確立した（平和共存5原則）。この中国の国際関係に対するアプローチを特徴づけるのは主権国家の対等平等性を基底に据える「地動說的」国際観であり、欧州起源の国際社会という国際関係のあり方との親和性が強い。

改革・開放政策によって世界第2位の経済大国に急台頭した中国は、国際的相互依存の不可逆的進行という時代的特徴を明確にふまえ、相互尊重、共存共栄を指導理念とする新し

い国際政治経済秩序の建設を唱道するが、それはアメリカ主導の既成の国際政治経済秩序に対する挑戦にほかならない。

中国は、アメリカの力による政治に屈伏してアメリカ主導の国際共同体入りを受け入れる意思は毛頭ない。中米間には台湾問題が一貫して存在すること、及びオバマ政権が推進するアジア回帰・リバランス戦略が中国の台頭を強く意識したものであることもあり、中国としてはアメリカの力による政治に対抗するべく、培われた経済力を背景に軍事力を充実することにも力を入れており、それが日本における「中国脅威論」の根拠とされるが、それは基本的に防衛志向型戦力である。

#### ④日本

明治維新及び第二次大戦敗北という深刻な試練を脱亜入欧（前者）及び対米従属（後者）という他力本願で乗り切ってきた日本は、「井の中の蛙大海を知らず」さながらにむきだしの自己中心主義の国際観に安住してきた。その本質は「天動説」である点でアメリカと同じだが、アメリカには人権・デモクラシーという自らが奉じる普遍的価値・客観的基準による自己検証の可能性があるので、日本の場合には天皇中心主義（戦前）あるいはアメリカ中心主義（戦後）という主観的天動説であって、自らを普遍・客観的基準によって検証するという視座が欠落している。この国際観は、欧州起源の地平的な国際社会という国際関係のあり方との接点をもたないため、日本人の国際観は、往々にして敵か味方かという二分法しか働かない。その典型が日中関係で、対等平等な日中関係という視点を育てることができず、「尊敬・畏敬」（明治維新以前）か「輕蔑・敵対」（日清戦争以後）かのいずれかになってしまう。日本人に根強い「アジア蔑視」「朝鮮蔑視」もこの国際観にもととの起源がある。

また、日本の天動説的国際観の根底には、もともと客観的価値・普遍的存在を育みあるいは受容する思想的土壌が育っていないという日本独特の事情も働いており、良し悪しはともかく、米中には対外関係において拠るべき原則が確立しているが、日本の戦後保守政治にとっての最大かつ深刻な問題は拠るべき原則（客観的価値）の備えがないことにある。

#### ⑤東アジア

東北アジアでは、今日なお台湾問題及び朝鮮半島の南北分裂という冷戦時代の負の遺産が解決されないままであり、台湾問題に関しては、中台間の経済関係が深まり、政治的接触も試みられるようになったが、日米同盟が台湾海峡有事を視野に収める方針を放棄しない限り、中国が軍事的警戒を弛めることはあり得ず、核戦争がらみの緊張の根本的解決・解消を展望する可能性は生まれない。

朝鮮半島においては、1953年の休戦協定によって辛うじて戦争再発が回避される極めて

不安定な状態が60年以上にわたって続いている。1990年代以後は朝鮮民主主義人民共和国の核開発問題が加わって、朝鮮半島有事は核有事となる危険性が増している。中国がイニシアティブをとって2003年に開始された、朝鮮半島の非核化及び同半島の平和と安定の実現を目指す6者協議は、米朝間の相互不信が根強いことが主な原因となって成果を挙げていない。

東北アジアではさらに、2010年以後は尖閣問題を契機に日中間に一触即発の緊張が加わり、日韓間ではかねてから竹島問題が存在する。尖閣及び竹島問題は、日本の歴史認識が異常さを増すことに対する中韓の警戒感の増大によってさらに緊張の度合いを増している。ちなみに、領土問題を考える原点はポツダム宣言である。ポツダム宣言を受諾して降伏した日本には領土問題（尖閣、竹島、北方4島）について国際的に主張する資格・権利はない（第8項）にもかかわらず、「固有の領土論」がまかり通り、中国、韓国、ロシアを一方的に非難する世論が圧倒的な日本の現実を異常を極めており、私たちは、ポツダム宣言に戦後日本の原点・出発点があることを再認識・再確認することから始めなければならない。

東南アジアでは、ASEANの台頭及び国際的発言力の向上によってベトナム戦争の後遺症が克服され、経済を中心とする地域協力及び域外諸国（米中日韓印豪EU）との協力関係が進展してきたが、オバマ政権がアジア回帰・リバランス戦略を推進し、「航行の自由」を押し立ててこの地域に対する軍事プレゼンスを強化する政策を推進していることを背景に、南シナ海の島嶼の帰属をめぐる権利を主張するベトナム、フィリピンと、これら島嶼は古来中国領とする中国との間にやはり領土問題をめぐる緊張が生まれている。

#### ⑥ 安倍政権の危険性

安倍外交の危険性を際立たせる特徴的要素としては次の諸点を挙げることができる。

- i. 歴代政権が控えていたことで安倍外交が露骨に実現しようとしていることの最大のものは、ポツダム宣言で否定された戦前政治へ日本を回帰させようとしていることである。ポツダム宣言は、日本に対して軍国主義（思想・組織・人脈）の徹底した清算及び非軍国化と民主国家への生まれ変わりを要求した。日本国憲法、特に第9条はポツダム宣言の要求の具体化であるということに一つの本質を持っており、そうであればこそ、戦前政治への回帰を目指す安倍政権は憲法改正（特に第9条改正）に照準を合わせている。そして安倍政権が「積極平和主義」を掲げるのは、平和憲法の理念に基づく外交の否定、そしてポツダム宣言に基づく戦後東アジア国際秩序に対する正面からの挑戦という意図の露骨な表明である。
- ii. 安倍外交は、オバマ政権のアジア回帰・リバランス戦略が日本の協力なしには成り立たないことを捉え、この戦略に全面的に協力する中で可能な限りの対米対等自主性の実現を

目指している。日米防衛協力指針見直しに関する日米合意、集団的自衛権行使を可能にするための第9条の解釈変更追求姿勢等はその具体的表れである。ちなみに、安倍政権の対露外交、対中外交、対朝鮮外交はそういう視点で捉える必要がある。アメリカ主導の対ロシア経済制裁には同調するが、ロシアとの領土問題交渉に望みをつなぐ安倍政権は、アメリカの制裁対象となったロシア下院議長の見舞を受け入れる。アメリカの対中軍事牽制政策にはもちろん同調するが、それだけにとどまらず、むしろ中国を挑発する政策を行い、中国との軍事衝突を絶対に回避したいアメリカの警戒を招くことをもいとわない。アメリカ主導の対朝鮮制裁に参加するが、拉致問題解決に動くことで国内の支持を確保するためにはアメリカの疑念を招くことも意に介さない。

- iii. 安倍外交は、「中国脅威論」を強調し、中国周辺の国々との関係強化を積極的に進め、対中包囲網を形成することに異常なまでのエネルギーを傾けている。それは、中国の軍事的台頭を警戒し、牽制しようとするオバマ戦略に即応する限りでアメリカの評価を得るが、日本の独自性の主張、日中激突へのアメリカの巻き込みの可能性、戦後東アジア国際秩序に対する挑戦という意味において、中国は当然として、アメリカ自身の懸念（ひいては警戒）を引き起こしており、安倍政権がさらに暴走するような事態になれば、米中が結束して日本を抑えにかかるという可能性は決して絵空事ではない。
- iv. 安倍外交は偏狭なナショナリズムに基づく自己主張を積極的に行うことをためらっておらず、歴史認識問題及び領土問題をめぐって、日中及び日韓関係は最悪な状態に陥っている。中国との一触即発の状況はアメリカをも巻き込みかねない危険水位に達しており、日韓関係の冷却化はアメリカが意図する米日韓の緊密な同盟関係の実現可能性を遠ざけている。かつてであれば、アメリカの重大な利益を損なうこのような行動を日本が取することは考えられなかったが、それだけ、安倍外交の自己主張は露骨になっている。
- v. 安倍外交は優れて政治的軍事的考慮によって支配されており、経済的考慮が著しく欠落している。オバマ政権高官が「国際経済は極めて脆弱であり、日中が角突き合わせるのを見過ごすだけの余裕はない」と繰り返し行う警告は、安倍外交における経済不在の本質を突いている。
- vi. 主観的天動說的国際観の宿命として、安倍外交には指導理念が欠落しているために、その外交は、本来は手段として位置づけられるべき、大国・日本の国際的地位を回復することが目標そのものとなってしまっている。したがって安倍外交は、これまでの歴代政権の外交と同じく、自家消費用であって国際的アピール力を持ち得ないのみならず、以上に述べた危険性をいっそう際立たせることになっている。

## パレスチナ人民に連帯し、 イスラエルによるガザ侵略に抗議する声明

われわれ日本国際法律家協会は、日本国憲法の国民主権、平和主義、人権尊重の理念に従い、国際連合憲章の主権の平等、武力行使および武力による威嚇の禁止、平和と人間の尊厳の希求の理念に共感して1957年に設立された法律家および市民の市民団体であるが、平和と人間の尊厳を求めるパレスチナ人民に連帯し、本年7月8日以来、イスラエル政府がおこなった下記の行動を強く糾弾することを表明する。

報道によれば、本年7月8日に、イスラエル軍は、パレスチナのガザ地区に対して空爆を開始して以来、7月13日には地上戦に拡大し、国連が運営する病院や児童生徒が多数現在する学校に対してまで攻撃を加えて、子ども400人を含む2000人を超えるガザ住民を殺戮し、子ども2200人を含む10000人を超える負傷者を出した。さらに、イスラエル軍の攻撃は、水道や発電所などの社会的インフラストラクチャーや食品工場にまで及び、ガザ住民の生存基盤そのものを根こそぎ破壊している。

このような事態に対して、国連人権高等弁務官のナヴィ・ピレイは、イスラエル軍による攻撃が人道に対する犯罪にあたると指摘し、国連安保理事会でも、即時の停戦を求める議長声明が表明されている。さらに、本年7月23日の国連人権理事会決議「東エルサレムを含むパレスチナ被占領地域における国際法の遵守を確保する」(S-21/1)に基づき、国際刑事法の専門家として令名が高いウィリアム・シャバスを座長とする3名による調査委員会が、8月11日に指名された。

また、アメリカの民主的な法律家団体であるナショナル・ロイヤーズ・ギルドは、CCR, IADLおよびAAJなどと共同して、国際刑事裁判所検察官ファトゥ・ベンスーダに対し、ローマ規程15条に基づく職権による国際犯罪（集団殺害犯罪、人道に対する犯罪など）の調査を開始するように要請する文書を提出した。さらに、エジプトでは、イスラエル政府とパレスチナ政府による停戦協議が継続されている。

われわれは、平和への権利を是認する立場から、難民の帰還権の実現、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区におけるイスラエルによる占領の完全終結、パレスチナ独立国家の樹立に向けてのパレスチナにおける根本的な問題解決を求め、かつ、当面の問題としても、イスラエルによるガザ地区に対する攻撃の即時停止、ガザ住民の移動や物資の搬送を著しく阻害している封鎖・包囲の解除、民間人および非軍事施設への攻撃から生じた被害に対する全面的な賠償と責任者の処罰を求め、再び武力による攻撃も武力による威嚇もおこなわれないように、国際社会の監視と関与を強く求める。

2014年8月23日

日本国際法律家協会

会 長 大熊政一

事務局長 宮坂 浩

## JALISA Statement for Solidarity with Palestine People and Condemning Invasion of Israel into Gaza

We the Japan Lawyers International Solidarity Association (JALISA), founded in 1957 as lawyers and citizens' gathering for embracing three pillars of the Constitution of Japan, such as sovereignty of nation, pacifism and respect of human rights, being inspired by the Charter of the United Nations, such as equality of sovereign peoples, banning the threat or use of force, and aspiring ideals of peace and human dignity, express our solidarity with people in Palestine who yearn for peace and human dignity, while we condemn strongly Israeli Government for their acts taken since July 8, 2014.

On July 8, 2014, the Israeli Military Forces reportedly started aerial bombardments over Gaza Strip, and on July 13, escalated into a ground battle by attacking even a hospital run by the United Nations and schools filled with children to make up serious casualty as many as over 2000 persons killed including over 400 children and over 10,000 injured including 2,200 children. The Israeli Forces went for social infrastructures such as water supply, electricity power plants and even food factories, which means they eradicate social fundamentals of people living in Gaza Strip.

Facing these situations, Ms. Navi Pillay, High Commissioner of the United Nations for Human Rights, described the Israel's military attacks as crimes against humanity, while at the same time the President of the UN Security Council made public a statement to call for an immediate cease fire. Furthermore upon the resolution (S-21/1) adopted by the Human Rights Council on July 23, 2014 on "Ensuring compliance of the international law in Occupied Palestine including

East Jerusalem,” three independent experts were designated, including as its chair Prof. William A. Schabas, renowned expert in international criminal law.

National Lawyers Guild (NLG), progressive lawyers association in the United States, made public a statement in collaboration with the Center for the Constitutional Rights (CCR), International Association of Democratic Lawyers (IADL), and American Jurists Association (AAJ), to Ms. Fatou Bensouda, Prosecutor of the International Criminal Court, to ask her to conduct investigation by office against international crimes (genocide, crimes against humanity) according Article 15 of the Rome Statute. In Egypt, the Israeli Government and Palestine Government are now sitting at the table for discussing a cease fire.

As we affirm the right to peace as legal entity, we call for realizing refugee’ s right to return to his/her homeland, putting an end for good to Israeli occupation of West Bank of the Jordan River including East Jerusalem and Gaza Strip, making up for a fundamental solution of the problems in Palestine, which have hindered independence of Palestine as a State, while for immediate issues we also call for an immediate cease fire of Israel’ s attacks against Gaza Strip, lifting blockages and siege which are heavily interruptive to transportation of people and materials, and complete reparation of damages resulting from attacks against civilian population and civilian facilities, and punishment of the responsible for these acts, as well as for supervision and commitment of the international society in order to prevent any more use of armed force or threat of use of force.

August 23, 2014

Japan Lawyers International Solidarity Association (JALISA)

President Sei-ichi Ohkuma

Secretary General Hiroshi Miyasaka

## NLG による ICC 検察官への捜査開始請求

イスラエルのガザにおけるプロテクティブエッジ作戦について、ローマ規定第 15 条により、ICC の管轄権に属する犯罪に関する情報に基づいて、ガザで行われ、また現在も行われている犯罪について捜査を開始することの要求

検察官 殿

ナショナルロイヤーズギルドは 1937 年にアメリカではじめて、憲法や人および市民の権利を擁護するために人種差別を撤廃してつくられたアメリカの弁護士団体である。この団体を代表して述べる。

ガザの占領地域における悲劇的な状況について、とりわけ多数の民間人の死傷者や学校、モスク、病院などを含む公共施設の破壊、イスラエルの政府や指導者により現在も行われているジェノサイドを煽る行為について、NGL は、ICC の検察官がローマ規定 15 条に規定された権限に基づいて、即刻、ローマ規定 15 条の ICC の管轄権に属する犯罪に関する情報についての予備的調査を行うよう、要求する。

数々の国連機関や NGO はすでに予備的調査を行っていて、調査報告も用意している。それらは、ICC の対象となる管轄権のある国際犯罪が行われ、現在も継続していることを強く主張している。「国、国連機関、各国政府や NGO 及び信頼できる機関」などの目撃証言も含めて（ローマ規定 15 条 2 項）信用できる情報が利用可能な状況にある。これらが真摯な情報（同 15 条 2 項）であることは疑いがなく、国連事務総長の潘基文氏や国連人権高等弁務官のナヴィ・ピレイ氏は、責任と公正を求めている。ピレイ氏は特に、ガザで行われている「戦争犯罪の証拠は増大しつつある」とまで述べている。

イスラエルのガザの 180 万人のガザ市民に対する、不均衡な軍事力の行使は、自衛や安全保障のためではなく、パレスチナ人に対する復讐を意図してなされたもののようである。イスラエルがガザに対して攻撃するよりずっと前に、イスラエルのベンジャミン・ネタニヤフ首相は、イスラエルの目的をはのめかしていた。2014 年 6 月 1 日、入植者に殺害された 3 人の葬儀に際して、ネタニヤフ首相は（ユダヤ人が虐殺されたことに対し）「口だけで復讐すると言う者はのろわれよ。」

と、実際に復讐することを述べた有名な：訳者注）イスラエルの詩の一節から「小さな子どもの血の復讐をサタンはまだしていない。」という部分を引用して哀悼者たちをたきつけた。そしてテレビ中継中に「神も子どもたちの血のために復讐されるであろう。」と述べ、後にツイッターにおいて「小さな子どもたちの血のための復讐を、サタンはまだしていません。」と述べた。翌日パレスチナ人のモハメド・アブクデール少年が過激派の入植者らによって、火をつけて殺され、イスラエル人入植者ら、警察、占領軍によるパレスチナ人に対する暴力や煽動が劇的に増えた。

イスラエルが2014年6月8日にガザへの攻撃作戦を開始した翌日、パレスチナ人に対する煽動はイスラエルのその他の公の機関により継続された。クネスト（イスラエルの立法機関）における演説で、モシェ・フェイグリンは、イスラエルはガザ地域に対する電力供給を停止するべきだ、と主張した。「ガザの透析患者の血は、神に許されてガザに進軍する我々イスラエル国防軍兵士の血より濃いはずがない。」と彼は述べた。同じ会期中に、クネストの議員であるエルザースターンは「我々がガザにある家を撃てば、ガザの人々もよりよい生活ができるだろう。」と述べた。そして、この二人の議員を懲罰にかけるところか、別の3人のクネストの議員がイスラエルのガザ攻撃を非難したことで懲罰を受けているのである。

イスラエルの権力者たちは真摯にこういったパレスチナ人に対する煽動を止めようとはしてこなかった。フェイグリンは、公的にネタニヤフ首相に対してガザにおける戦争犯罪にのりめり込むように要求し、とりわけパレスチナ人をシナイ半島の集中施設にて強制収容することや、ガザの公共のインフラを破壊することを提案している。イスラエル人に広く読まれているタイム誌イスラエル版は、これまでに「いつになったらジェノサイドが認められるのか」と題した特集ページを組んだりしている。

NLGは、検察官がイスラエル軍事組織や政治の主導者たちが次にあげるような視点で、ローマ規定における犯罪を犯したといえるか否かを捜査していただきたい。

## 戦争犯罪

### (1) 故意殺人

イスラエル軍はおよそ2000人（400人以上が子ども、80%以上が市民）のパレスチナ人を殺害している。イスラエルは155ミリ榴弾砲を使用した。NGOのヒューマンライツウォッチによれば、この榴弾砲は「このような密集した市街地で使用するのとは全く適正でない、なぜならこのような

種類の榴弾砲は着弾点の半径 50 メートルにわたり威力を発揮するからである。」

## (2) 故意に身体や健康に多大な苦しみ与え重傷を負わせていること

およそ 10000 人（2500 人の子どもを含む）が負傷した。ユニセフはイスラエルの攻撃はガザの子どもたちに「悲劇的で絶望的な効果」をもたらしている。すなわち、37 万 3999 人の子どもたちがトラウマを抱え、心理療法を必要としている。国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）は、「公衆衛生が破たんしつつある。」と発表している。国連の避難場所、医療施設、唯一の発電所、水道施設や下水施設はすべて攻撃対象となり、いくつかの施設は一度以上の攻撃を受け、国連からイスラエルに対する繰り返しの要請にも拘わらず、市民の避難所の近くでイスラエルの軍事行動が行われている。

## (3) 軍事的な必要性もなく、財産に対する違法で悪意に満ちた過激な破壊や盗難

数万人のパレスチナ人が自宅を失った。1300 以上のビルが破壊され、752 の建物がひどくダメージを受けている。下水や上水インフラの破壊は、ガザの人々の3分の2に影響を与えている。6 月 20 日、イスラエル軍は小さな町クーザを崩壊させた。イスラエルは、ガザの居住地域の 44% を破壊し、3 キロにわたるパレスチナ人立ち入り禁止地区を設定した。147 平方マイルの土地は 82 平方マイルにまで狭められた。NGO の Oxfam は、「破壊の程度は常軌を逸しており、これまでのイスラエル軍事作戦で我々が見てきた者の中でもっとも悪いものである。」としている。赤十字国際委員会議長のピーター・マウワーは「これまでにこれほどひどい破壊を見たことがない。」とまで述べている。

## (4) 戦争犯罪人や市民に対して意識的に公平の権利を奪い、通常裁判も受けさせていない。

パレスチナブリザナーセンターによれば、2014 年 6 月だけでおよそ 2000 人のパレスチナ人がイスラエル軍により逮捕されている。

被逮捕者の中には 15 人のパレスチナ立法府の議員が含まれており、およそ 240 人の子ども、多くの女性、ジャーナリスト、活動家、学者や、以前の囚人交換で解放された囚人 62 人も含まれている。445 人以上の囚人が行政拘禁として、捜査や裁判もなく拘束されている。

## (5) 意図的に市民、市民社会、人道的な輸送手段や施設、職員を攻撃していること

イスラエル軍は「区別」の原則、市民や市民の財産を意図的に攻撃することを禁止する原則を、破っている。イスラエル軍は 142 の学校（うち 89 校は国連が運営している）を爆撃し、その中には国連の学校が 6 校含まれており、そこは市民の避難場所である。イスラエル軍は逃げ惑う市民を爆撃したり殺害したりしている（警告をしたからといって、そもそも警告は爆撃が始

まるまゝに市民が十分逃げられる時間をあたえなければならないのであって、市民を標的にしてはいけないという責任からイスラエルが逃れられるわけではない。)イスラエル軍は繰り返しガザの唯一の発電所や他のインフラを攻撃している。それらは修復不可能といわれている。イスラエル軍はガザの3分の1の病院、14の診療所、29の救急病院を爆撃した。少なくとも5人の医療従事者が殺害され、10人以上が負傷した。

(6) もし軍が主導して過激に攻撃した場合、それに伴って一般市民が生命を落としてたり負傷したりすることや市民の財産が損害を受けること、また、長期間にわたり自然環境にダメージを与えることについて知りながら、意図的に攻撃を開始したこと

比例の原則は、軍事的主張と比較して、不均衡で過激に市民の負傷を出すことを禁止している。イスラエルがダヒヤドクトリンを適用していることを示す強力な証拠がある。ダヒヤドクトリンとは、「カストリード」として知られる、2008年から2009年にかけてのイスラエルのガザ侵攻に関する国連人権委員会の報告書（ゴールドストーン報告書）において議論されたものである。それは、「不均衡な軍事力を適用し、市民の財産やインフラに対して絶大な損害と破壊をし、市民に苦しみを与えること」であり、これは軍事比例の原則に反している。この人口が密集した地域において、ハマスのロケット攻撃に155ミリ榴弾砲応酬して、F16戦闘機を使用することは、比例原則に反している。

(7) 防御していない町、村、住居やビルを攻撃したり、意図的に、軍事施設ではなく宗教、教育、医療の施設を攻撃したりしていること

2014年7月20日、イスラエル軍は小さな町クーザを崩壊させた。NGOによればイスラエル軍は、142の学校（うち89校は国連が運営）を爆撃し、ガザの3分の1の病院、14の診療所、29の救急病院を爆撃した。イスラエルの砲撃は41のモスクを破壊し、120のモスクを部分的に破壊した。

## ジェノサイド

ローマ規定6条に定義されているとおり、「ジェノサイド」とは、国民的、民族的、人種的又は宗教的な集団の全部又は一部に対し、その集団自体を破壊する意図をもって行う次のいずれかの行為をいう。

- a 集団の構成員を殺害すること
- b 集団の構成員に対して、重大な身体的または精神的な害悪を加えること
- c 集団の全部または一部についてその身体の破壊をもたらすことを意図し

## た集団生活の条件をことさらに押しつけること

上述の民間人死傷者を考えてください。

ガザのパレスチナ人は安全に逃げる方法ができないという観点からすれば、責任を負うべきイスラエル当局は、莫大な死傷者と市民の財産やインフラの破壊は、ガザの360平方マイルに及ぶ陸海空からの爆撃によるものである、ということを実感しなければならない。プロテクティブエッジ作戦や、イスラエルのパレスチナ難民キャンプやレバノンやガザの市民に対する爆撃の前後から、イスラエル当局により繰り返され行われてきた公式発表について、NLGはとりわけ検察官に、イスラエル政府が、特にイスラエル内へ帰郷や財産の返還、および法的損害賠償をやめさせる目的をもって、パレスチナ難民社会を破壊する計画を実行しないかどうか、捜査するよう要求する。

## 人道に対する罪

ローマ規定第7条に規定されているとおり、人道に対する罪とは、市民を対象とした広範で組織的な攻撃以下の行為のような行為をいう。

(a) 殺人 (h) 政治的、人種的、国民的、民族的、文化的又は宗教的な理由に基づく特定の集団又は共同体に対する迫害 (j) アパルトヘイト犯罪 (ある人種が多の人種に対して、自己の政権を維持する目的で、組織的な抑圧と支配の体制と一体化して行われる非人道的行為)

ガザにおけるイスラエルの攻撃についての公的な発言や先にあげた報告書によれば、これらの人道に対する罪が行われ、いまだ続いていることは明らかである。

イスラエル軍は、パレスチナ人、ハマスや市民を、殺害し、傷害し、略式手続で処刑し、裁判なしに拘束している。イスラエル軍は、パレスチナ人が密集しているガザにおいて意図的にインフラを破壊している。国連事務総長は次のように述べている「ガザにおける大量の死者や破壊は、世界を震撼させ、侮辱するものである。」また彼はガザの国連避難施設を繰り返して爆撃していることについては「常軌を逸しており、許すことはできず、違法なもの。」であると述べている。

多くの南アフリカ高官がアパルトヘイト時代の南アフリカよりも悪いと評価している支配方法で、イスラエルはガザにいるパレスチナ人を、実質的には「世界一大きな開かれた監獄」とでもいう

べき状態で、管理している。イスラエルはすべての者についてガザへの出入り管理しており、居住者であるパレスチナ人に対しては医療へのアクセスを制限し、パレスチナ人に対して恣意的逮捕や財産はく奪を行い、地域や道路を分離し、居住地域を分け、パレスチナ人とユダヤ人とで司法制度や教育制度を変えている。イスラエルは国際司法裁判所による 2004 年の決定を無視して違法な障壁を築き、パレスチナ人の領域を侵して、パレスチナ人の地域に違法にユダヤ人入植地域を建設している。

ガザに居住しているパレスチナ難民は今日のイスラエルからの難民であり、国連決議や国際条約に反して、自己の土地に戻り財産を取り戻せない状態にある者たちである。彼らはただユダヤ人ではないというだけの理由で、帰還する権利を奪われている。一方、ユダヤ人であれば、イスラエルの「帰還法」により、世界中のどこからやっても自動的にイスラエルの市民権が得られるのである。

## ローマ規定違反に対する援助と賛助

またNLGは、真の正義と責任のために、特定のアメリカの政治家がガザにおける戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪の実行に関与していないか、についても捜査することを求める。個人であっても、その者が、犯罪行為もしくは未遂行為を「援助、賛助、その他の貢献」している場合には、犯罪行為のための手段を提供している場合も含めて、戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪で国際刑事裁判所に起訴されうるものである（ローマ規定 25 条）。アメリカ議会の議員、ブッシュ大統領、オバマ大統領、ヘーゲル国防長官は、イスラエル高官や指揮官がガザにおいて行っている戦争犯罪、ジェノサイド、人道に対する罪を援助し、賛助している。

## アメリカ軍のイスラエル支援

2014 年 6 月 20 日、ガザにおける犯罪行為の真ただ中において、イスラエルは 140 ミリ戦車砲と 40 ミリ照明弾を含む弾薬の追加支援を要求した。3 日後、アメリカ国防総省は、イスラエルでの弾薬の備蓄を許可し - 戦争備蓄弾薬 - それをイスラエル当局に移転することを承認した。加えて、2014 年月 8 上旬、両議院は、イスラエルの防衛システムに対する 225 億ドルの割り当て決議を、圧倒的勢いで通過させ、オバマ大統領が署名した。これについて上院は満場一致で賛成し、下院は議論もなく、395 対 8 で可決した。

## 犯罪責任の視点

イスラエルもアメリカもローマ規定を批准しておらず、ICC はパレスチナ人地域におけるイスラエルとアメリカによる犯罪行為に対して、司法権を行使しにくいかもしれない。また、ICC は安保理に対しては、アメリカが拒否権を有していることから、司法的追及しないだろう。それゆえ、NLG は敬意をもって、ICC の検察官が主導して捜査を開始することを要求する。

2009 年にパレスチナ政府が ICC に対してローマ規定 12 条 3 項に基づく追及をするよう求めたことが、ローマ規定 15 条に基づく捜査の道を開くための検察官の司法的根拠となる。パレスチナ暫定自治政府がローマ規定 12 条 3 項における「国家」にあたるか、ということに関しては、国連が 2012 年 11 月にパレスチナ政府に対してオブザーバーの地位を与えたことにより解決している。捜査を開始するために他に法的問題はないものである。

以上のことから、NLG はローマ規定 15 条に基づく捜査開始のための要件を明確に示したものである。少なくとも検察官が利用できる情報によれば、ICC の管轄権に属する犯罪が行なわれ、または現に行なわれていると信じる合理的な理由はある（ローマ規定 53 条 1 項 a）。また犯罪の重大性および被疑者の利益は捜査の必要性を保障するものであり（同 53 条 3 項）捜査が司法の利益に役立つことに疑いはない（同 53 条 1 項 c）。

捜査を開始すれば、犯罪を行い、もしくは犯罪行為を幫助している関係者に対して、個人的にその行為の責任を問われるのだというメッセージを送ることになるだろう。そのことがこの地域における国際法違反を止めることになるだろうし、この地域における暴力の増大を府処罰としてきたことを終わらせることができるだろう。そして市民の想像を絶する苦しみ、今も続く苦しみを終わらせることができるだろう。

敬具

NLG 議長 Azadeh Shashani

（翻訳：長谷川弥生）

# 北海道で憲法教育をするということ

## －室蘭工業大学の例から

室蘭工業大学 清末愛砂

### 1. はじめに

私は室蘭工業大学（以下、室工大という）という国立の工業系の単科大学（工学部のみ）で学部生や大学院生を対象に、憲法やその関連科目、および家族法（本来の私の専門）を教えている。室工大の工学部は4学科（夜間主コースは2学科のみ）にわかれており、学部生の定員は一学年あたり600人（夜間主コースを含む）である。学生は主専門の工学系の科目のほか、副専門の科目を同時に受講するカリキュラムの下で学んでいる。特に昼間の学生は2年次になると4つの副専門コースのうちいずれかを選び、そのコース内で開講されている科目から自分の関心等に合わせて受講科目を選択し、卒業に必要な単位を取得していく。副専門科目としては、コース別科目のほか、共通科目としての外国語科目、国際交流科目、パーソナリティ科目（体育やキャリア関係の科目）、導入科目等が開講されている。

室工大は基本的に技術者を育てることを大きな教育目標として掲げる大学であり、学生の多くも技術者になることを前提に入学してくる。しかし、「幅広い教養と国際性、深い専門知識と創造性を養う教育」を行い、「未来をひらく創造的な科学技術者を育成」することを教育目標として掲げていることからわかるように、工学系の知識だけを身につけた技術者を育てることを目指しているのではなく、やや単純化した書き方をすると、工学以外の知識を十分に備えた技術者を育てる、ということを目指している。副専門制というのはそのために導入されているのであり、これが室工大の教育における大きな特徴となっている。全国的にも非常に珍しいカリキュラムである。

### 2. 副専門制による憲法教育

室工大の2年次以降の副専門コース（昼間コース）は、①市民と公共コース、②環境と社会コース、③ところとからだコース、④人間と文化コースから成り立っている。私は行政学の研究者とともに、市民と公共コースの専任教員を務めており、同コースのなかで、「平和と憲法」（2年次）、「基本的人権論」（3年次）、および「ゼミナール『市民と公共』」（4年次）を担当している。

したがって、私が担当している一年次の導入科目の「日本の憲法」を受講し、さらに市民と公共コースを選択した学生が同コースで私が担当している授業を受講すると、卒業するまでに、

日本国憲法の総論、同憲法の各論として平和主義や基本的人権の内容をしっかりと学ぶことになる（ゼミでは主には家族法のテキストを読んでいる）。このように、室工大では工業系の大学でありながらも、副専門制の下で日本国憲法を集中的に学ぶことができる体制ができているのである。

私自身は、工業系の大学である室工大にこのような体制が導入されていることに大きな満足を感じており、今後もモラルある技術者を育てるために、憲法論のみならず、戦争と技術・技術者の関係、原発労働問題や原発訴訟等について積極的に教えていきたいと思っている。

### 3. 集団的自衛権行使容認問題と学生の反応

共通科目である「日本の憲法」（昼間・前期）の今年の受講生数は約 300 人である。教室の大きさの問題で受講生全員を一教室に収めることが難しいため、月曜日と水曜日のクラスにわけて授業をしている。すなわち、上述したように、室工大の一学年の定員数が 600 人であることを考えると、半数近い学生がこの授業を受講していることになる。今年は夜間主コースでも後期に同じ授業を開講するため、おそらく 400 人前後の学生が日本国憲法を学ぶことになろう。受講生には 3 回の授業内ミニレポートを課している。すでに終了した前期の授業では、その 1 回分として、集団的自衛権の行使容認問題をテーマとして与え、日本国憲法の枠組のなかで、集団的自衛権の行使容認が可能であるかどうかについて書いてもらった。

学生によるミニレポートを読んでいると、正確に計算したわけではないが、約 75%から 80%の学生が現行憲法の下では集団的自衛権の行使はできない、と答えていた。それは必ずしも集団的自衛権の行使に反対ということの意味しているわけではなく、なかには少数であるが、現行の憲法の枠組では行使できないため、明文改憲が必要であるとする学生もいた。しかし、多くは、個別的自衛権の行使は可能であるとしながらも、集団的自衛権の行使は武力行使の拡大につながる、戦争への道を歩むことになる、攻撃されているわけでもないのに、こちらからわざわざ戦争に参加する必要はないとして、反対の意を示した。いわゆる、専守防衛でいくべきだというものである。

室工大で学ぶ学生の多くは北海道出身である。北海道では、本州に比べると自衛隊の存在が非常に大きい。それは多数の駐屯地があるということだけでなく、自衛隊が北海道の住民にとって有力な就職先の一つとなっているためでもある。したがって、自衛官の家族や親戚、友人を持つ学生は一定数いる。これらの人々の〈生〉に大きな影響を及ぼすことになる集団的自衛権の行使は、学生たちにとって身近な問題でもある。だからこそ逆に、自衛隊の存在の否定は感情的に難しい。

親が自衛官として働いているという学生の一人は、定期試験の解答用紙に集団的自衛権の

行使により、親が戦争に巻き込まれることになるのではないか、そうなれば親のみならず、自分や家族の生存権の侵害にもなるのではないか、とその不安を正直に書いていた。これは今、自衛官や自衛官を家族に持つ人々の一定数が感じていることであると思う。

#### 4. 自らの経験を伝える－非暴力は武力に勝る

今年の前期の「日本の憲法」の授業では、集団的自衛権の問題、その行使を可能とする解釈改憲の問題、また立憲主義が崩壊することの怖さについて何度も話をした。とりわけ2014年7月1日に行われた緊急閣議決定前後の授業では、一回分をフルに使い、これらの問題を講義した。6月末に北海道新聞が大学院生時代の私のパレスチナにおける支援活動の経験を大きな記事として取り上げてくれたため、その記事を紹介しながら、武力による反撃が何を生み出すのか、武力攻撃下での生活とはどのようなものであるのか、ということを説明した。また、イスラエルの占領下にあるパレスチナのヨルダン川西岸地区でイスラエル軍と交渉するなかで、非暴力が武力に勝った、と実感したときの経験を話した。自分の経験上得た、武力は平和をもたらさない、という確信を学生に伝えたかったからだ。

その講義の時間中、私は学生たちから確かな手応えを感じた。身を乗り出して聞いている学生、何度も何度も頷きながら聞いている学生。真剣なまなざしだった。授業後、学生の一人がこう言ってくれた。「先生の話から情景がリアルに想像できたから、学生たちは真剣に耳を傾けたと思う」と。

#### 5. おわりに

室蘭工業大学に憲法学の専任教員として就任してから約3年。私は今年の「日本の憲法」の授業で学生を前にして言った。「現在の日本では憲法が事実上停止している」と。条文解釈の限界をはるかに超える解釈改憲による集団的自衛権の行使容認がなされようとする／なされた最中に憲法を教えるということ。研究者として、教員としてこれほどむなしいことはない。しかも、事態は刻々と悪化している。しかし、このままの状態が続いていいはずはない。憲法機能の完全な回復を求めて、学生たちから得たあの反応をばねにしながら、この状況を変えるための憲法教育のあり方を問い直し、実践していきたい。

日本の内なる<植民地>とされたアイヌモシリ／北海道に作られた国立大学で憲法を教えるということの意味を問い直す作業もまた、憲法教育の再考の際の課題の一つとして加えなければならないと思っている。

## 小田成光氏の思い出

---

青山学院大学教授／日本国際法律家協会元事務局長 新倉 修

小田成光氏がなくなられたことを、新聞を通じて知った。ご療養中と伺っていたが、お見舞いもかなわないうちに、訃報に接した。知の巨人、良心的行動人、絶妙なコーディネーターであった。やわらかな声音で「先生、お元気?お変わりございませんか?」という心遣いの一言が、いまでも耳に残る。また、愛妻家としても、有名であった。

小田氏は、青年法律家協会の初代事務局長・二代議長(1959～63年)を勤められた。その時の事務局長は鳥生忠佑氏で、ともに学習院大学出身である。憲法の理念を掲げた青年の法律家団体は、司法研修所から裁判所にも及び、1969年の恵庭訴訟をめぐる平賀書簡問題をきっかけとして、1970年には西郷吉之助法務大臣の問題発言を呼び、石田和外最高裁長官は「公平らしさ」を強調し、いわゆる「ブルーパージ」が裁判所を吹き荒れた。瀬木比呂志『絶望の裁判所』(講談社現代新書)によれば、後年、最高裁の昼食会で複数の裁判官出身の最高裁判事が「ブルーパージ」資料の存在を「誇示」したそうである。

しかし、小田氏が日本国際法律家協会に積極的にかかわるのは、1982年7月のいわゆる再建総会で沼田稲次郎都立大学元総長が2代会長に就任した前後からではなかったか。それ以前は、西銀座にある尾崎隆弁護士事務所で、10数人の著名な弁護士が理事会の常連を構成し、平野義太郎、風早八十二、青柳盛雄、仁科哲、渡辺卓郎、石島泰、斉藤一好など、綺羅星のような人物に初めてお目にかかったが、小田氏に会った記憶はない。「核時代と法律家」という国際シンポジウム(1985年8月4日学士会館で開催)を日本で開催する準備をしているころだったか、毎日のように沼田会長から電話が来るという仲田晋事務局長の発言に対して、「沼さんを担いだ以上、みんなで支えようや」と慰労したのも、小田氏であった。「沼田会長は、お兄様を広島原爆で喪われたことが強烈な原体験になっているのだらうね」という「秘話」も、事情に疎い私に教えてくれた。

小田氏は、みずからも麗筆で著名だが、企画や編集にも優れた才能を持ち、さらに頒布や販売まで配慮する点で、出色な才人であった。『鐘鳴り渡れ』『人類に明日あれ』という勁草書房の二冊は、小田氏の友人である石橋専務の格別の配慮によるものだが、法律家の戦後運動史を語る上で逸することはできない。また、副会長の清水誠教授が口火を切った第2回ア

ジア太平洋法律家会議(COLAP-2。1991年9月26日～30日私学会館で開催)にも、物心両面にわたり、支援を惜しまなかった。3代会長の小林孝輔教授(憲法学・宗教学)が再任されなかった時には、すべての事情を知った上で、慰労の宴を取り持った。

私も、事務局長を引き受けざるを得なかったのは、小田氏に「口説かれた」からであった。COLAP-2の後、アジア太平洋人権ネットワーク(NELAP)を立ち上げる段になって、さまざまな困難が発生し、運動が頓挫寸前になっていた。さらにその後、私は、仲田晋4代会長の後任を探す段になって、副会長の藤田勇教授(ユーラシア協会理事長)に相談することになったが、その動きを支えてくださった。激動の1990年代後半は、藤田会長の指導とこうした支持がなければ、乗り切れなかったであろう。

しかし、自らは会長就任を快しとせず、沼田会長以来の懸案とも言うべき中国との関係修復に、小田氏は全力を傾注し、1994年5月、強制連行被害調査のために訪中した際に、永野茂門法務大臣による、南京事件でっちあげという「暴言」があったときも、現地で機敏に対処して、抗議声明を訪中団の名前で発表した。中国の法律家との関係修復という課題は複雑であり、協会内で議論が沸騰することもあったが、小田氏は、結局、中国との友好関係の修復に別の形で対処するという懐の深さを見せ、協会の理事会に出席することがすくなくなった。

徐勝氏が母国に滞在中に国家保安法違反容疑で身柄を拘束され、獄中19年に及ぶ過酷な扱いを受けた(徐勝『獄中19年』岩波新書)ときも、救援運動を、渡辺卓郎弁護士とともに、一貫して継続しただけでなく、日本にもどってから徐氏をさまざまな形で支えたのも、小田氏であった。アジアの友人に対する戦争責任を痛烈に反省する小田氏の謝罪の行動は、さまざまな形で展開された。

また、若い才能のある音楽家を後援し、記念パーティなどでは、贅沢とも思える至福の音楽を堪能する機会を数多くつくったのも、小田氏であった。

国籍に拘らないこうした深い知性に裏付けられた活動は、協会の大きな遺産とも言うべきものであり、平和と人権にわたる広範な課題に進んで取り組む良心的な行動人の豊かな文化は、是非継承したいものである。

# 吉田好一さんを偲んで

青山学院大学 新倉 修

当協会の理事を引き受けてくださっていた吉田好一さんが、ジュネーブでなくなられた。吉田さんは、布川事件の支援組織にも関係されて、えん罪事件をジュネーブにある人権機関、とりわけ「少数者差別防止保護小委員会」（後に人権促進保護小委員会となり、現在は、人権理事会諮問委員会と称する。）にロビー活動をおこなった際に、国際民主法律家協会の援助を求めて私に相談にこられた。緒方靖夫日本共産党国際部長自宅に対する盗聴事件を人権侵害として訴えるため、緒方氏がソビエト特派員時代に培った縁を頼りにフランスのロラン・ヴェイユ氏を介してジュネーブのルネ・ブリデル氏につながり、ルートを開いた。



吉田さんは、主婦の友社に勤務し組合活動の傍ら、創業者の伝記をまとめる才能があった。私が、國學院大學を退職し青山学院大学に就職して4年間ほど、毎夏、ジュネーブに滞在して、塩川頼男、前田朗、齋藤久枝、福地春喜、佐藤茂の諸氏と1ヶ月ほどジョン・ノックス国際センターに宿泊していたころ、吉田さんも同宿された。土・日に、墓碑めぐりを趣味としていた佐藤さんに誘われて、長男とTGVに乗りバリエで出かけた。地図を片手にモンパルナスの墓地をめぐり、サルトルとポーボワールの墓を見つけたり、モーパッサンやシトロエンの墓を見つけたときよりも、ジーン・セバークの墓を発見したときほど、吉田さんが感動をあらわにしたことはなかった。アメリカ出身でありながら、ハリウッド映画とは一味違うフランス映画に数多く出演してセシル・カットという髪型で一

世を風靡したスターに愛着があったようだ。ことほどさように、おしゃれで小粋なものを好む吉田さんは、無遠慮な日本企業や日本政府の人権侵害に対して、嫌悪と怒りを抱いた。

昨年、拷問禁止委員会の審査で、上田秀明人権人道大使（当時）は、モーリシャス出身のドマー委員が、日本の人質司法のシステムを指して、中世を引きずっているという趣旨の発言をしたのに対して、日本は人権先進国であり、中世ではないと反論し、失笑が漏れたのに対してさらに、何がおかしいとむきになり、「シャラップ」と連呼したことがあった。外交官として公式の場で遣ってはいけない表現をしたことは、反論としての説得力を欠くだけでなく、国の代表としての品格にもかかわる。小池振一郎弁護士のプログで一躍有名になったこの場面は、吉田さんの目撃証言によれば、「恥ずかしかった」と表現された。

本年7月の自由権規約の履行にかかわる第6回日本政府報告の審査は、袴田事件再審開始決定の衝撃とともに、厳しさが予想された。50名あまりのNGOの参加者と30名ほどの日本政府代表団によるプレゼンテーションに、吉田さんは立ち会われ、程なく地元の病院に1ヶ月近く入院された。亡くられるまでの10日間の集中治療室での闘病生活は、壮絶だった。

同じ人権問題に取り組んだ塩川さんがジュネーブで仆れることも想定して、あらゆる準備をしていたのに対し、吉田さんは、塩川さんから見れば、軟弱でとても人権活動を継続するはずもないとまで言われていたにもかかわらず、異郷の地で人権活動の最中に生涯を閉じられた。その思いを胸に置き、われわれは、先人の志を継承しなければならぬ。



Jean Seberg at Montparnasse

# JALISA活動日誌

---

## 2014年

8月 6(水) 日本国際法律家協会・第7回理事会

23(土), 24(日) 日本国際法律家協会・合宿(高山)

9月 10(水) COLAPVI準備会

## 今後の予定

9月 国連人権理事会第27会期

10月 10(金) 日本国際法律家協会・第8回理事会

11月 12(水) 日本国際法律家協会・第9回理事会

12月 13(土) 日本国際法律家協会総会

### 編集後記

安倍政権は、7月1日、集団的自衛権行使容認の閣議決定を行い、海外で戦争する国づくりを進めようとしています。日本の平和憲法は過去半世紀以上、東アジアにおける平和と安定に重要な役割を担ってきており、9条を解釈で変更する閣議決定に対しては、アジア太平洋戦争で被害を受けた周辺国から強い懸念が示されています。来年6月に第6回アジア太平洋法律家会議（COLAPVI）がネパールで開催されることになりましたが、世界の人々からこうした日本の動きに対する批判の声を集め、国連人権理事会で議論されている「平和への権利」に示された理念をどのように実現してゆくかをこの会議で議論することが重要になっております。多数の会員の皆様が参加されるようお願い致します。